

第53期

ディスクロージャー誌

自 令和6年4月1日～至 令和7年3月31日



THE 53th PERIOD
DISCLOSURE

備後信用組合

■組合の概要

設立	昭和47年4月1日
出資金	316,011千円
本店所在地	広島県福山市野上町三丁目2番3号
店舗数	13店舗（店舗内店舗を含む）
営業地区	福山市、府中市（旧甲奴郡上下町を除く）、尾道市（旧御調郡御調町及び旧豊田郡瀬戸田町を除く）、三原市（旧賀茂郡大和町及び旧豊田郡本郷町並びに旧御調郡久井町を除く）、神石郡神石高原町（旧神石郡油木町及び神石町並びに豊松村を除く）

■CONTENTS

ごあいさつ	1
事業方針・経営姿勢と考え方	2
業績	3
地域貢献活動	4
お客様満足度アンケート結果	13
リスク管理体制	15
コンプライアンス体制/反社会的勢力に対する基本方針/金融商品に係る勧誘方針	16
説明態勢/苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17
カードの偽造・盗難への対応/振り込め詐欺防止策/マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策	18
報酬体系	22
組織/役員一覧/会計監査人/沿革・あゆみ	23
事業の内容	24
手数料一覧	27
〈資料編〉	
財務諸表	28
主要経営指標	37
預金業務	38
融資業務	39
有価証券	44
その他の業務	45
諸比率	46
主要業務に関する指標	47
自己資本の充実の状況等について	48
ATM等提携先と手数料	62
地域一覧/店舗一覧(ATM設置状況)	64
索引	65



理事長

ごあいさつ

皆様方には、平素より備後信用組合に対しまして温かいご支援、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ここに令和6年度第53期の事業の概要と決算につきましてディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご一読戴き当組合を一層ご理解賜れば幸いに存じます。

さて、当期のわが国経済は緩やかな回復局面にありましたが、米国の関税政策による国内企業・国内経済への影響は広範囲に及ぶと考えられ、GDPは年率換算で2025年7-9月期は減速が予想されており、今後の経済対策が重要課題となり足踏みが続いています。

一方、金融業界では、米国の関税政策の影響で日本銀行の金融政策が注目されています。政策金利は今後段階的な引き上げが予想され、金融機関もこれを受けて金利対応を取るなど、徐々に金利ある世界へのシフトが図られています。さらにデジタル化、オンライン化の進展や地方創生支援、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策、各種法令への対応など様々な課題への取組みと貢献が期待されています。

こうしたなか、当組合は地元福山に唯一本店を置く地域金融機関として、皆様方の信頼にお応えし、皆様のご繁栄と地域経済の発展に貢献することを第一に考え健全経営に徹するとともに経営体質の強化に努めて参りました。

その結果、令和6年度決算は総預金67,968百万円、総貸出金40,016百万円、当期純利益82百万円となり、また自己資本比率は前期比1.14%増加し21.89%となり、基準（国内基準4%）を大きく上回る決算となりました。これもひとえに皆様のご支援の賜と深く感謝いたしております。

今後も、相互扶助の精神のもと、組合員・お客様に寄り添う親身で迅速な取り組みにより地域経済・社会への貢献を続けて参ります。また健全性の維持・向上に努め、中小企業・小規模事業者・勤労者の皆様の専門の金融機関として引続きその役割・使命を果たして参る所存でございます。

皆様のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 **平田雅士**

事業方針

経営理念

- 組合員、顧客に信頼される
- 地域に必要とされ愛される
- 働きがいのある職場づくり

の3要件の実現を目指しております。

実現を目指すために、

- (1) 組合員の方々のニーズにマッチした質の高い、しかも心こもった金融サービスを提供することにより、お客様から最も理解され、信頼される金融機関になること。
- (2) 地域で多数のお取引先を通し、お客様の繁栄と地域経済の発展に寄与するとともに、地域活動に積極的な支援・参加を行うことにより、最も存在感があり、愛される金融機関になること。
- (3) 仕事を通じ、全員が魅力ある備後信用組合職員として自信と誇りを持ち明るい職場づくりを進めること。
であります。

経営目標

「びんしん」は、共に助け合い、共に発展成長を目指すという精神のもと、備後で生まれた協同組織の金融機関であります。創業以来、中小企業・小規模事業者並びに勤労者の皆様の経済活動の促進、また経済的地位の向上を図るという公共的・社会的責務のもと、地域のコミュニティバンクとして歩んで参りました。

これからも、皆様方の信頼にお応えすることを最重点に考え使命を果たして参る所存であります。そのためには、より強固な経営体質の構築が不可欠であり、経営目標として、

- ① 取引基盤の強化
- ② 収益体質の強化
- ③ 活力あふれた組織づくり

を柱とした推進を図り安定した経営基盤を確立して参ります。

当組合の経営姿勢と考え方

信用組合業界は、金融仲介機能の向上、地域経済回復への貢献とともに経営基盤の充実・強化、経営の健全性の確保、各種制度・規制等に対する対応、行政課題等への対応が求められています。

こうしたなか、当組合は地域のコミュニティバンクとして、総合金融サービスの拡充を図るとともに、激動する環境変化に適切に対応し、地域に寄り添う地道な営業活動の推進により、引き続き地元の皆様の信頼にお応えできるよう鋭意邁進する所存でございます。

マークの由来



『備後』は、古代から広島県東部の国名であり、神辺・新市・千年の3組合の合併により『備後信用組合』の名称が採択されたとき、多数関係者より募集し決定したものが現在のマークであります。

『ヒ』という片仮名文字を主とした構成であり、外側を取巻く2本の輪が濁点を表現して備後の『ビ』に読ませ、『信』という小さい文字は言う迄もなく、信用組合の『信』の字を表すものであります。

3個の三角形を組合わせた『ヒ』の字形は、組合・組合員・地域の三位一体の精神と3組合の対等合併、外側の輪は「無限の発展」と「和」を意味したものであります。

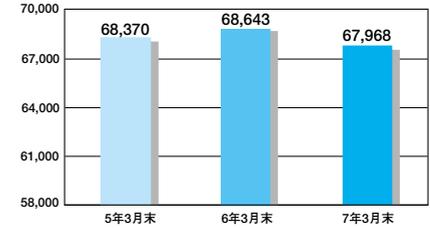
業績

預金積金

預金は、大口相続預金の整理、取引先財務改善のための預金相殺もあり、調達コストの上昇を抑制しながら地域に密着した地道な営業活動を展開しましたが、期末残高は前年度末比674百万円減少し、67,968百万円となりました。

●預金積金残高推移

(単位:百万円)



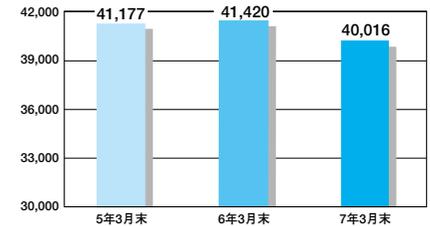
(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様であります。)

貸出金

貸出金は、地元中小企業・小規模事業者向け融資、および個人向け融資に積極的な営業を展開しましたが、材料費や人件費の高騰を転嫁できなかったこと等が要因で、期末残高は前年度末比1,403百万円減少し、40,016百万円となりました。

●貸出金残高推移

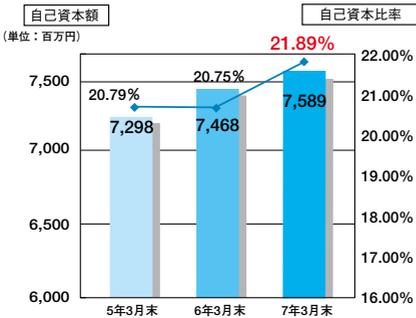
(単位:百万円)



損益

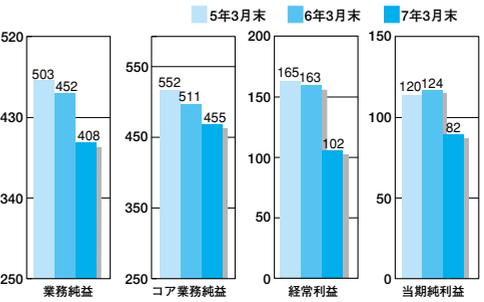
損益面では、引き続き財務内容の健全化に特段の配慮をしつつ資金の効率的運用・調達、役務収益の増加並びに経費の節約に鋭意努めました結果、経常利益102百万円、税引前当期純利益101百万円、当期純利益82百万円を計上することができました。また業務純益は408百万円、本業による実質上の利益を示すコア業務純益は455百万円となりました。この結果、経営の健全性の指標として4%以上を求められている自己資本比率は21.89%になりました。

●自己資本額・自己資本比率の推移



●収益の推移

(単位:百万円)



・業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

・コア業務純益＝業務純益－国債等債券損益＋一般貸倒引当金繰入額

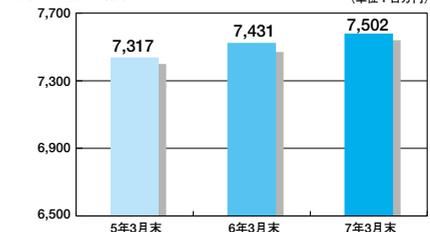
純資産

純資産は前期比70百万円増加して期末残高は7,502百万円となり、うち出資金の期末残高は316百万円となりました。

出資配当率は、前年同様年3%にさせていただきました。

●純資産額の推移

(単位:百万円)



地域貢献活動

■中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針の概要

コロナ禍を経て社会経済活動が正常化する中で、物価高、人手不足、コロナ関連融資の返済開始、さらには金利のある世界へ移りし市場金利の上昇等が中小企業者の業績に対する下振れリスクとなる等、企業経営に支障をきたす要因が幾重にも錯綜し事業活動継続のため懸命な努力を傾注している中小企業者にとって、今後も深刻な経営環境が続くことが予想され、当組合のお客様にも大きな影響が及んでおります。

このような厳しい経済環境下において、当組合は、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくため、以下のとおり、中小企業の経営支援に関する取組み方針を定め、これを遵守し、中小企業者の経営支援に向け全役員が丸となり適切な対応に努めます。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

1. 中小企業金融円滑化法の遵守、対応について

コロナ禍で厳しい経営を強いられ、更には企業間物価が上昇しコスト増を価格転嫁で十分吸収できず資金繰りに窮している中小企業者に対し、当組合は中小企業者の金融円滑化基本方針に基づき、お客様との恒常的な情報交換を大切にして、適宜適切に貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めます。

2. 中小企業への経営支援に向けた取組みについて

- (1) お取引先事業者の経営改善や事業再生等の支援には、事業のライフサイクルに応じた各段階に合せた経営指導や経営改善支援等の機能強化を図ってまいります。
- (2) 経営改善や事業再生等の支援については、当組合独自での支援及び中小企業支援ネットワーク、認定支援機関、中小企業再生支援、事業再生ファンド等を活用した支援もいたします。
- (3) 顧客企業の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めます。
- (4) 事業再生等の支援にあたって、お客様の重要な経営課題について、外部機関等の第三者的視点や外部専門家の専門的な知見が必要な場合には、外部機関・外部専門家等と連携した対応支援をいたします。

3. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底について

目利き能力向上等のため、各種研修への積極的な参加により、経営支援能力のスキルアップに努めます。

4. 中小企業の経営支援に関する取組み状況の公表について

中小企業の経営支援に関する取組み状況については、創業・新規事業開拓の支援、成長段階における支援、経営改善・事業再生・業種転換等の支援等、外部専門家・外部機関等との取組み状況等について、毎年3月末を基準として年1回開示します。

5. 中小企業の経営支援に関する取組みの支援体制

- (1) 本部融資部を経営支援の統括部署としています。
- (2) 各営業店には、経営支援責任者(部・店長)及び経営支援担当者を配置しています。
- (3) 各営業店には、相談窓口を設置し、お客様からの幅広い相談に対応しています。

2. 中小企業金融円滑化法の実施状況

(令和2年3月10日～令和7年3月31日)

(件)

	申込みを受けた債権	実行	謝絶	審査中	取下げ
中小企業向け債権	1,591	1,507	26	28	30
住宅資金貸付債権	39	34	1	0	4

3. 中小企業経営支援の態勢整備

当組合独自の整備	<ul style="list-style-type: none"> 統括部署を融資部とし、各営業店には経営支援責任者及び経営支援担当者を配置し、定期的に訪問して経営改善のサポートの態勢整備をしています。 平成 25 年 2 月に経営改善計画策定支援の「経営革新等支援機関」とし、内閣府及び経済産業省より認定を受けました。
外部機関活用の整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 9 月より経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」への参加をしています。 平成 24 年 8 月より広島県の「中小企業支援ネットワーク」への参加をしています。 平成 24 年 5 月より国土交通省の「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」への参加をしています。 平成 25 年 9 月より地域プラットホーム（支援ポータルサイト）「ミラサポ」に参加をしています。 平成 27 年 2 月より（公財）ひろしま産業振興機構と覚書を締結し創業支援に係る連携強化を図り多様な創業や新規事業の企業の創出をサポートしています。 （公財）ひろしま産業振興機構と連携し同機構による技術・経営力評価制度を活用し事業活動の支援を図ります。 平成 27 年度より日本政策金融公庫と業務提携し特に創業分野を中心に協調融資など中小事業者のニーズにワンストップで対応が図れるような体制を構築しています。

4. 中小企業経営支援の取組み状況

(1) 経営改善支援等の取組み実績【R6年4月～R7年3月】

	期初 債務者数	うち経営改善支援取組み先数				経営改善 支援取組 み率	ランクア ップ率	再生計画 策定率	
		α	β	γ	δ				
	A	α	β	γ	δ	a/A	β/a	δ/a	
正常先 ①	1,016	0		0	0	0.0%		—	
要 注 意 先	うちその他要注先 ②	561	31	0	29	31	5.5%	0.0%	100.0%
	うち要管理先 ③	5	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
	破綻懸念先 ④	56	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
実質破綻先 ⑤	124	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—	
破綻先 ⑥	24	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—	
小計(②～⑥の計)	770	31	0	29	31	4.0%	0.0%	100.0%	
合計	1,786	31	0	29	31	1.7%	0.0%	100.0%	

- (注) 1. 期初債務者数及び債務者区分は6年4月当初時点で整理。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
3. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
4. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
5. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
6. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

(2) 経営改善支援等の取組み状況

項目	内容	取組状況
創業・新事業開拓	創業支援セミナー・説明会の開催、産学官連携による新事業創出への支援等	・令和6年度での取扱実績はございません。
成長段階	ビジネス・マッチングの取組み、動産担保融資の推進等	・令和6年度は「第7回しんくみビジネス・マッチング」への出展者募集を募りましたが出展はありませんでした。
経営改善・事業再生・業種転換等	取引先に対するコンサルティング・M&A仲介・経営指導等の提供、DES、DDSの推進等	・令和6年度は当組合独自での経営改善支援先31先について経営指導を行いました。

(3) 地域密着型金融の取組み状況

項目	具体的取組策	令和6年度取組み状況
1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化		
(1) 事業再生	・広島県中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生	・事業再生手続きの該当先はありませんでした。
(2) 創業・新事業支援	・広島県制度融資の産業支援資金等の活用による創業・新事業支援	・創業・新事業支援融資の実績は16件68百万円でした。 ・令和7年3月末実績49件215百万円
(3) 経営改善支援	・営業店サポートにより現行支援先の洗替の実施 ・外部機関(商工会議所・商工会・経営コンサルタント等)との連携強化	・経営改善支援先を31先選定して1年が経過しましたが、ランクアップ先は0先でした。 ・令和6年度外部機関の活用実績は11先でした。 ・令和7年3月までの利用実績累計は28先です。
2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底		
(1) 中小企業に適した資金供給手法の徹底	・企業支援ランクアップ研修他融資関連研修への積極的な参加	・中国ブロック信用組合協議会主催の、渉外融資推進研修に計5回22名派遣研修を実施、通信教育による関連6講座を20名受講実施いたしました。
(2) 不動産・個人保証に過度に依存しない融資の推進	・広島県信用保証協会の保証付貸出の積極的な取組	・広島県信用保証協会の取組実績は360件2,820百万円でした。 ・令和7年3月末実績1,654件9,118百万円
3. 地域情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献		
(1) アンケート調査の実施	・利用者満足度アンケート調査実施による顧客ニーズの把握	・窓口にて「意見箱」を設置するとともに、お客様アンケートを令和6年11月1日～11月29日の間実施しました。
(2) 多重債務者問題についての積極的取組	・多重債務者問題解決への一定の役割	・「おまとめローン」の貸出実績は10件37百万円でした。 ・令和7年3月末実績164件668百万円

(4) 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	161件	156件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.9%	12.7%
保証契約を解除した件数	28件	26件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

(5) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただきますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額の総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

○経営者保証相談窓口

【備後信用組合企画部】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後3時

電話：084-922-6556

■地域貢献活動、SDGsに関する取り組み

創業以来、地域と共存・共栄を目指し、事業者・勤労者の皆様の経済的発展を図るといふ経営姿勢のもと長年歩み、地域の皆様、組合員の皆様と一体となり、地域の一員として本業、および本業以外による地域貢献活動を幅広く積極的に推進しています。

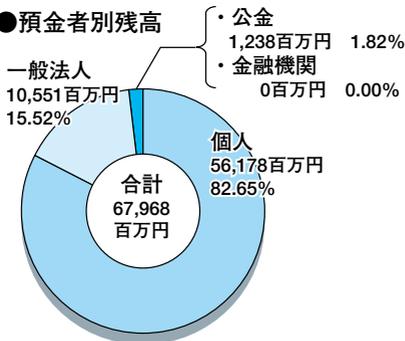
また、国際目標のSDGs（持続可能な開発目標）にも地方創生融資や返還不要の奨学金制度等を通じて取組を続けています。

地域のお客様・組合員

◆預金積金

地域の多くの皆様から大切なお金をお預りし、安全・確実な運用のお手伝いをしています。

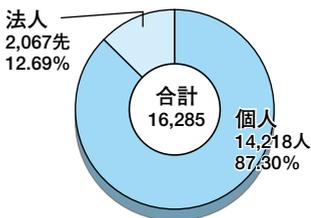
●預金者別残高



◆出資金

当組合では地域のより多くの方々に組合員になって頂き、より広くニーズにマッチした良質な金融サービスが提供できるよう組合員増強に努めています。

●組合員数



●出資金額



BINSHIN

- ◆地域貢献活動
- ◆地域密着型金融推進
- ◆友の会等の活動



- 金融コンサルティングサービスの充実
- コンプライアンス態勢の充実
- ガバナンス強化
- リスク管理態勢の充実
- 人材の育成

築城400年 名城 福山城

地元福山市のシンボル福山城は、2022年築城400年記念として大規模改修が行われ、全国唯一の天守北側鉄板張りが復元されるなど、更に壮麗なお城に生まれ変わりました。

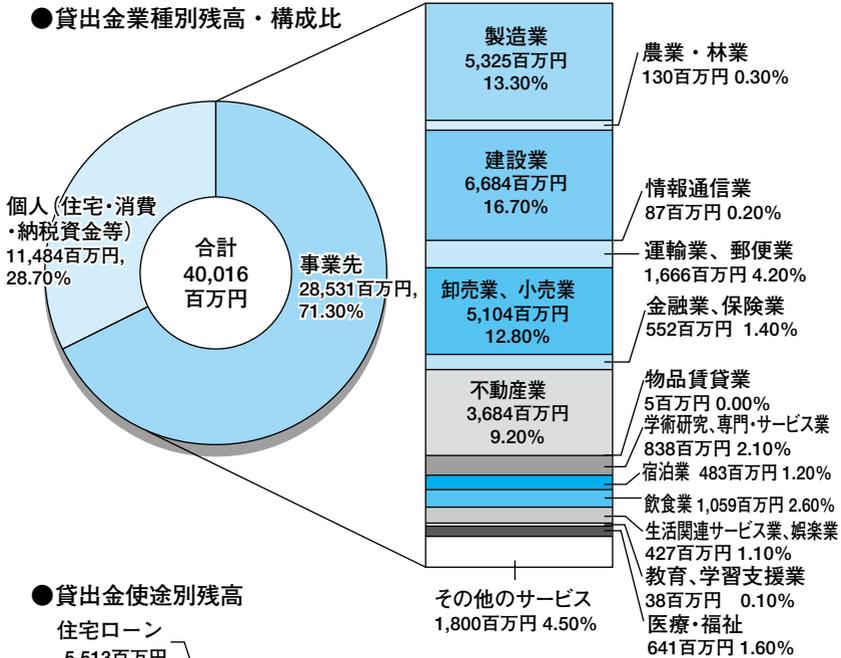
地域金融機関として福山市に唯一本店を置く当組合は、地域のお客様のことを第一に考えた経営を続けて参ります。

ご融資を通じた地域貢献

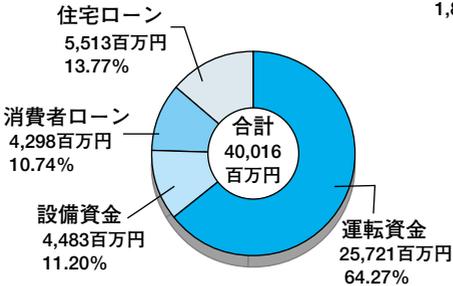
【貸出金】

地域の皆様にお預け入れいただいた預金・積金はお客様の資金ニーズに応じた各種商品をご提供させていただき地域の皆様や地域経済に還元することにより「ご融資を通じた地域貢献」を積極的に推進しています。

●貸出金業種別残高・構成比



●貸出金用途別残高



返還不要の奨学金制度（給付型）について

備後信用組合の奨学金は、母子家庭・父子家庭の高校生を対象に社会に有用な人材を育成することを目的として修学上必要な学資金等の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度です。平成23年4月に創設以来、14年間で合計277名の方に給付致しました。

◆全国に広がる奨学金活動の輪

こうした奨学金の取組みは、当組合の奨学金制度をモデルに全国信用組合厚生年金基金や、いくつもの信用組合に普及し、全国信用組合中央協会においても「しんくみ はばたき奨学金」を平成29年に創設し、全国の信用組合でこの制度の取組みが広がりました。

多くの信用組合や団体がこの社会貢献活動に賛同し取り組まれ、最近の奨学金制度で最初に取組みを始めた当組合にとってこの上ない喜びであり、今後もこうした貢献活動に積極的に努めてまいります。

○令和7年度奨学金制度概略

- ・ 給付額 一月10,000円 1年間給付
- ・ 受給資格 当組合営業エリア内居住の母子家庭・父子家庭の高校生の方で、当組合営業エリア内の高等学校に在学の方
- ・ 収入要件 父母または家計を支えておられる方の収入が、給与所得の方は400万円以下、給与所得以外の方は200万円以下
- ・ 募集人員 20名（令和7年度の募集は終了しました。）

○令和6年度の奨学生の方から

- ・ 本来であれば、アルバイトなどをしながら必要な教材を購入し、勉強する必要がありましたが、奨学金のおかげで勉強に多くの時間を使うことが出来ました。
- ・ 奨学金をいただき、ありがとうございます。次は、私が私と同じような境遇にいる人に施しができるような人間になるため、これから精進してまいります。
- ・ ご支援していただいたお陰で、私の夢である保育士になるための資格が取得できる大学に進学することが決定しました。将来は、子育てをする保護者から信頼される保育士になれるようにより一層、勉強に励み社会貢献を通して恩返ししてまいります。
- ・ 返還不要の奨学金であることで、安心して使えることや子どもにも負担がないことが有難かったです。無事、希望する学部に入学できました。一年間、大きな安心感や経済的な支援をいただきまして、大変感謝しております。（保護者）
 といったお手紙（抜粋）を他にも多数戴き、少しでもお役に立てることができ本当に良かったと思っております。

地域のサークル活動支援と地域社会のイベントへの参加

当組合では、各種スポーツ大会への協賛、地域行事への積極的な参加などを通じ、地域の皆様のお役に立ちたいと考えております。これまでに下記のような活動をしてきました。

○スポーツ大会・地域行事

実施月	内 容	支 店 名
5 月	福山ばら祭り協賛	本 店
7 月	備後信用組合杯 ソフトボール大会後援・参加	宮 内 支 店
	おのみち住吉花まつり協賛	尾 道 支 店
	秋葉神社祭典 駐車場提供・参加	新 市 支 店
8 月	千鶴幼稚園・御幸地区盆踊り大会へ“うちわ”寄贈	横 尾 支 店
	阿伏兎祭花火大会協賛	千 年 支 店
	福山夏まつり 花火大会協賛	本 店
	クレセントビーチ夏祭り花火大会協賛	内 海 出 張 所
10 月	駅家町夏まつり“サッサカ”の踊り参加	駅 家 支 店
	備信賞 親善グラウンド・ゴルフ大会後援	神 辺 支 店
	有磨学区ふれあい祭り協賛	芦 田 支 店
11 月	加茂ふれあい文化祭協賛	加 茂 支 店
2 月	内海町走ろう会駅伝大会後援	内 海 出 張 所

《駅家町夏祭りサッサカ2024 参加》▶

駅家小学校のグラウンドで開催されたサッサカの盆踊りに参加しました。



◀《福山ばら祭り 協賛》

『福山ばら祭2024』は「We have DREAMS！～かなえよう・みつけよう～」をテーマに開催されました。メイン会場一帯は、約2万本のバラが見頃を迎え、好天にも恵まれて来場者で賑わいました。

“お客様”と“びんしん”の《輪》

当組合で年金をお受取りのお客様を対象として平成3年に楽友会を発足し、以来毎年9月に1日小旅行を実施しています。また各地区の友の会等で行事が行われ、地域の皆様の親睦を深めていただいております。

○友の会等行事

楽 友 会	親睦日帰り旅行（当組合で年金をお受取りのお客様）	全 営 業 店
福 山 備 友 会	親睦宿泊旅行・忘年会	本店・福山南支店・木之庄支店
備 栄 会	親睦宿泊旅行・忘年会	横 尾 支 店
備 信 育 栄 会	異業種交流・プロ野球観戦・ゴルフ大会・忘年会	宮 内 支 店
芦 友 会	親睦宿泊旅行・忘年会	芦 田 支 店

“芦友会 奈良公園(散策)と
おごと温泉の旅”
～世界遺産 平城宮跡・奈良公園・
大本山 石山寺～



“備栄会 春の一泊二日旅行”
大人の修学旅行!
古都奈良めぐりと火の谷温泉一泊二日の旅



“楽友会 親睦日帰り旅行”
はわい温泉～湖上露天風呂の旅～

環境美化活動

毎年9月3日を「しんくみの日」として、9月1日から9月7日まで『しんくみの日週間店舗周辺清掃活動』を全営業店で行いました。店舗周辺の公園・道路・JRの駅・消防屯所等の清掃を実施しました。



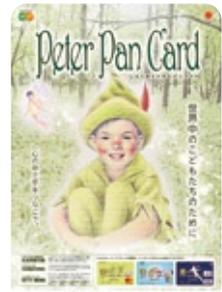
福祉の分野での社会貢献

車イスや介護用ベッドの購入費用として缶飲料のプルタブ収集を行っています。

しんくみピーターパンカードによる寄付金贈呈

「しんくみピーターパンカード」は信用組合業界と㈱オリエントコーポレーションの提携による子供たちの健全育成や難病の子供たちに幸せを届けることを目的としたクレジットカードで、利用代金の一部が県内の社会福祉法人などに寄付されます。

令和7年3月3日、広島県信用組合協会を代表して当組合平田理事長が福山市三吉町の県東部地区里親連合会に673,559円を寄贈しました。



節電・省エネの推進

当組合では地球温暖化防止等の観点から、節電・省エネに取り組んでいます。照明、空調、OA機器等に係る節電をはじめ、コピー用紙使用量の削減、エコドライブの実践に取り組むなど全店で推進しています。

■お客様満足度アンケート調査実施結果

I. 調査目的

お客様にご満足いただける商品・サービスを提供し続けるために、お客様からの貴重なご意見・ご要望等を、新商品や新サービス、新規にお取引いただく際等に反映させていくため実施いたしました。アンケート調査にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

II. 調査実施期間

令和6年11月1日～令和6年11月29日

III. 聴取対象及び人数

自組合の顧客100人 (回答者数100人、回答率100%)

[内訳]

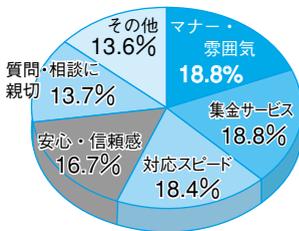
性別	人数
男性	27
女性	73
回答なし	0
回答者数	100

年齢	人数
40歳未満	4
40歳以上60歳未満	30
60歳以上	65
回答なし	1
回答者数	100

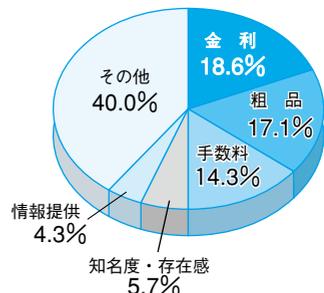
IV. アンケート結果

下記のアンケート項目は、アンケート結果の一部を記載しております。

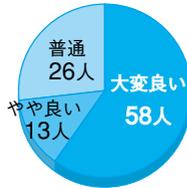
●びんしんの良いところは何ですか



●びんしんの不満なところは何か



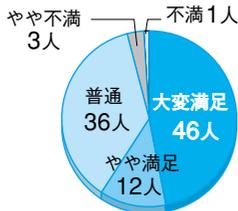
- 窓口の挨拶・言葉遣い・身だしなみ等 対応マナーについて (回答者97人)



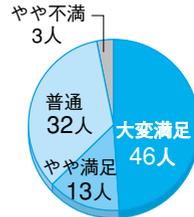
- 窓口の事務処理時間はいかがですか (回答者97人)



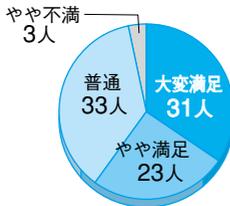
- 窓口の商品やサービス内容の説明は 分かりやすく満足されましたか (回答者98人)



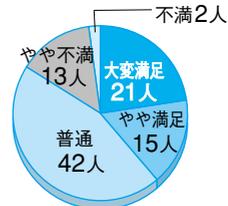
- 渉外担当者の苦情・相談の対応はいかが ですか (回答者94人)



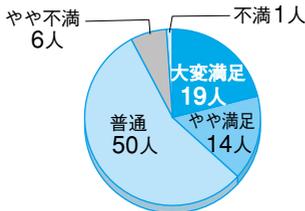
- 地域への貢献度はどうですか (回答者90人)



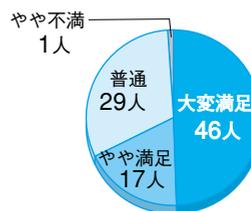
- A T M の取扱時間、手数料、利用できる サービスはいかがですか (回答者93人)



- 融資商品の品揃え・内容はいかが ですか (回答者90人)



- 当組合との総合的なお取引は、満足されて いますか (回答者93人)



V.ご意見・ご要望を踏まえて取組んだ項目

ご意見・ご要望	取組んだ項目
お客様への対応について	お客様に適切な説明・応対が出来るよう外部派遣研修の受講、通信教育の履修、内部研修等を行いました。

■リスク管理体制について

金融の自由化、国際化等の進展により金融機関の抱えるリスクもますます多様化・複雑化しており、金融機関経営において変化するリスクに対応し適切なリスク管理を図り健全性を維持・確保することが求められています。

当組合では、こうした変化し高度化する各種リスクに適切に対処するため、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置づけ、「リスク管理方針」を策定し、各種リスクを明確に認識するとともにリスク計測の精緻化とリスク管理の高度化を図り、さらに経営陣への報告や必要に応じ常務会等で方針の見直しを図るなどリスク管理態勢の強化・充実に努めています。

統合的リスク管理

各種リスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等）のリスクを定量的に測定・把握し有効にリスク管理する体制を構築するとともに、検査・監査体制の整備、人材の確保・育成、管理ルールの明確化等を図ってまいります。

また、リスク管理の状況は役員等に定期的に報告するとともに、経営レベルで総合的かつ専門的な管理を行うために必要に応じ常務会、経営者会議等で各リスクの管理方針等を協議する体制としており、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い、収益力の強化を図るといふ、「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指します。

信用リスク管理

貸出資産の健全化・質実化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう、厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図ります。さらに、内・外部の各種研修制度への積極的な受講などにより、今後とも審査能力・管理能力の向上を図ってまいります。

市場リスク管理

資産の健全性と収益の向上に積極的に取り組んでおります。特に、金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動もたらす「価格変動リスク」に重点を置き、安定した適正収益が確保できるよう定期的にリスク量を計測分析し、経営陣に報告、審議を行的確なリスク管理の充実に努めています。

流動性リスク管理

必要な資金調達が出来ない場合や著しく高い金利での資金調達が余儀なくされること等により損失を被るリスクについて、当組合では日々の管理から緊急時の対策まで、様々なレベルでの流動性リスク対策を策定し管理を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

事務リスクにおいては、監査部による全店年1回以上の臨店監査、営業店における毎月の検査を義務付けるなど事務処理状況のチェックと指導を行い、事務能力の向上に努め、引き続き事故発生の未然防止に万全を期してまいります。

また、システムリスクにおいては、当組合の勘定系ホストコンピュータは、「SKCセンター」に加盟する共同センター方式を採用しており、「SKCセンター」との連絡・協力体制の構築に努め、システムリスク管理の認識の共有化に努めております。

■コンプライアンス(法令遵守)体制について

信用組合の業務は、中小企業等協同組合法をはじめとして各種法律の基に行われております。特に金融機関は社会的に公共性が高く、多くの法的規制が課せられ、その遵守を厳しく義務づけられております。

そこで当組合では、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、社会の「信用」「信頼」を得ていくためにコンプライアンス体制の確立を経営の重要課題として位置づけ、規程の整備を図るとともに全役職員にコンプライアンスマニュアルを整備配付し、さらに研修会等を通じて企業倫理や法令遵守の一層の充実に努めています。

■反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当な要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切、異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事実を隠蔽するための資金提供、不適切、異例な取引及び便宜供与は行いません。

■金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。

その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

6. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■説明態勢について

ご融資の際にもお客様の金融知識・経験に配慮し、重要事項説明書等を呈示し、各種契約内容やデメリットも含めて十分理解と納得を得られるように説明を行います。また契約書締結後は写し・お客様控え等を交付することとしております。

その他の態勢整備として、規程、説明マニュアル等を制定、各種重要事項説明書、住宅ローン商品説明書、信用組合取引約定書（双方契約・双方所持方式）、個人情報収集・保有・利用・提供等及び登録同意書、借入申込書を制定しております。

■苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店、総務部にお申し出ください。

【備後信用組合 総務部】

電話番号：084-922-6556

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

(<https://www.binshin.co.jp>)

○紛争解決措置

広島弁護士会仲裁センター（電話：082-225-1600）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記の弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合総務部、中国ブロック信用組合協議会またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【中国ブロック信用組合協議会】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話番号：082-247-7363

住所：〒730-0044 広島県広島市中区宝町9-11

【一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話番号：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

■カードの偽造・盗難への対応について

キャッシュカード（ローンカードを含みます）の偽造または盗難等による不正出金被害が全国的に発生しておりますが、この被害は暗証番号に生年月日・電話番号等の類推されやすい番号を登録されている場合が多く、このような番号を登録されている場合は当組合のATMまたは、お取引店にて変更をお願いいたします。

また、キャッシュカードによる被害防止の一助といたしまして、ATMでの1日当たりのお引き出し限度額を50万円とさせていただきます。なお、ご希望により1日当たりのお引き出し限度額の変更もお受けいたします。詳しくは窓口にお問い合わせください。

キャッシュカード・通帳を紛失された場合、または偽造・盗難に遭われた場合には、下記の受付窓口にご連絡ください。

曜 日	受付時間帯	受付窓口	受付電話番号
平 日	0:00～ 8:45	信組ATMセンター	フリーダイヤル 0120-071-488
	8:45～17:45	お取引店	お取引店電話番号
	17:45～24:00	信組ATMセンター	フリーダイヤル 0120-071-488
土曜日・日曜日・祝日	0:00～24:00		

※カード、通帳、印鑑の紛失・盗難以外のご連絡は、信組ATMセンターでは受け付けていたしかねますので、ご了承ください。

■振り込め詐欺防止策について

当組合では、多発する高齢の方の振り込め詐欺被害を未然に防止し、お客様の大切な預金を守るため、70歳以上で過去1年間にATMによる振込サービスを利用されていないお客様について、ATM取引の一部取扱いを制限させていただき、振込サービスの取扱いのみ、1日あたり1千円までのご利用とさせていただきます。

なお、窓口での振込はご利用いただけますので、振込される場合は窓口にお申出ください。

ご不便をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

■当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。

(3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに広島県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただいております。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■総代会制度について

1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とし、組合員一人ひとりの意見を大切にする協同組織金融機関です。

組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することが出来ます。

当組合は、中小企業等協同組合法第55条に基づき、定款の定めるところにより総会に代えて「総代会」を設置しています。

総代会は事業報告、貸借対照表・損益計算書の報告や剰余金処分案・事業計画等の承認、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を審議、決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

●地区総代会の開催等

当組合ではガバナンスの機能強化に向けた一環として、毎年11月に地区総代会を開催しております。地区ごとに開催し、仮決算の状況や経営状況等をわかりやすく説明、一方、意見交換の場では総代の方を通じ、組合員や利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、組合経営に反映させるよう努めております。

また、総代会、地区総代会に限定することなく、日常の営業活動、地域の友の会・サークル活動・地域行事への積極的な参加や支援等を通じて総代や組合員の皆様とのコミュニケーションやふれあいを大切にし、組合員の皆様のご意見を経営に反映させるよう努めております。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意志決定が広く組合員の意志を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規定に基づき、公正な手続を経て選出されます。

当組合の総代の任期は3年となっており、定数は、170人以上230人以内と定款で定めております。

3. 総代会の決議事項

◆第54回通常総代会◆

令和7年6月20日、当組合本店で開催され、全議案が可決・承認されました。



【議案】

- | | |
|----------|-----------------------------------------------------|
| (1) 報告事項 | 第53期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
事業報告、貸借対照表、損益計算書報告の件 |
| (2) 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第53期剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 第54期事業計画並びに収支予算案承認の件 |
| 第3号議案 | 組合法定脱退の件 |

4. 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和7年6月20日現在)

選挙区	総代氏名(敬称略)				
第1区 (神辺支店・横尾支店・加茂支店の所管地域) 総代定数 60名 総代数 57名	井上一郎⑤	猪原勝治②	今川和幸③	神原高宏④	小林功二⑧
	小林正明⑨	小林義和◇	榎原義昭◇	坂本量一②	佐藤公泰⑤
	佐藤孝治◇	佐藤秀毅◇	菅田舜治③	瀬良志郎◇	高橋将嗣①
	田中俊治⑧	田中秀俊⑨	谷本知隆①	永久幸治①	野島賢二⑦
	花崎利重◇	藤井一浩⑨	政岩寛典①	増成吉彦③	安原達郎③
	山本信春②	百合藤保行◇	吉岡博信⑤	渡辺託巳⑧	渡辺忠三◇
	石黒詔三⑨	一安博司⑦	井上 誠①	今川重信①	大村文良⑧
	小原文雄⑤	楠本敏弘①	甲田廣實⑨	佐土井宏⑤	戸田恒司◇
	戸田信一⑤	戸田智浩④	広瀬恒泰⑨	藤井常之⑤	藤井博明⑨
	藤井裕三①	藤井行夫⑦	松本眞二⑤	三好美寛⑧	渡辺 修◇
	小林清記①	藤井直久⑤	松井秀樹⑧	宮嶋卓士②	宮原伸明①
	横山 寛③	渡辺秀夫⑤			
第2区 (新市支店・宮内支店・駅家支店・芦田支店の所管地域) 総代定数 60名 総代数 59名	赤木寛治②	出原昌直①	江熊康夫②	小野申人⑦	河村良二②
	栗原眞通◇	小林 清②	佐藤大地③	佐藤英之④	下川正教⑥
	甚岡孝明②	真谷泰弘⑨	妹尾 信⑥	高橋哲夫②	名和 浩③
	西澤孝夫④	藤岡孝二⑥	藤原康弘②	松葉耕二①	光成康浩⑦
	三好孝聡②	山岡邦彦③	渡邊 威②	江種正登⑨	胡 幸治④
	追林貴之①	岡田哲也①	小田敏光①	尾多賀正伸③	鎌倉利博⑨
	小林俊夫⑧	小森 守⑧	皿海 守⑨	先納幸信⑨	畠山俊明④
	日野 衛③	藤原健真⑦	松本東治⑤	胃甲安俊②	石井一夫①
	石岡秀隆③	井口茂樹④	今井照明◇	河村 尚⑨	栗田正道⑧
	坂本利晴①	佐野克彦⑦	藤川 勉⑨	藤原哲彦⑨	松葉韶光⑧
	松本 忠⑤	山本正義◇	吉元裕②	内田芳嗣⑥	江草和広⑨
	江草寿郎⑨	甲斐隆文③	貝野孝実⑨	甲斐野義人⑥	
第3区 (千年支店・内海出張所の所管地域) 総代定数 35名 総代数 33名	池田嘉明⑦	市川善一◇	市川徹人◇	岡崎洋之⑤	茅本 直◇
	神原英治⑨	倉田 要◇	倉田照俊⑧	黒瀬信隆◇	河野利明①
	河野 浩①	小林祥二⑦	小林陸弘③	小林良和◇	佐藤邦雄④
	佐藤志行⑦	皿谷 実◇	高野有人◇	田中正之⑦	中尾二郎④
	則岡一彦◇	藤井啓之④	三谷敏明④	三谷陽一郎④	森近延行①
	森近 博②	門田静人◇	山口広喜⑦	井本一馬◇	檀上賢悟⑤
	村上菊雄②	渡壁正勝◇	渡辺本基⑤		
第4区 (尾道支店の所管地域) 総代定数 10名 総代数 9名	浅井良寛◇	上田哲三①	片岡文彰◇	志茂源次郎⑥	新田健治②
	橋本金三郎⑥	水戸川茂信◇	山内慎治⑤	山本 学⑤	
第5区 (本店営業部・福山南支店・木之庄支店の所管地域) 総代定数 35名 総代数 34名	秋田成寿③	池原達夫④	宇田眞一⑨	岡 義博②	小川良夫◇
	栗田和彦◇	高亀 晃③	佐藤憲司①	下岡輝也◇	福島千恵子①
	藤井浩治①	藤井昌光⑥	三島俊二⑨	村上和義⑤	上谷協三◇
	枝廣恵昌⑧	岡田敏彦⑨	河野義仁②	坂根睦義◇	佐藤 誠◇
	館上栄一⑥	長谷川和則①	藤井 惠◇	宮田政幸①	山本泰弘③
	渡邊 健◇	桑田英四◇	重政健二◇	大福浩文⑥	中島清貴⑥
	成沢雅博②	前田 毅①	松本章穂⑨	山田耕三◇	

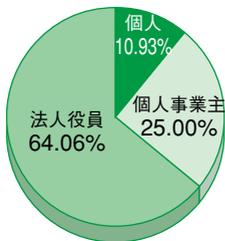
注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。

2. 就任回数が10回以上の場合は◇で示しております。

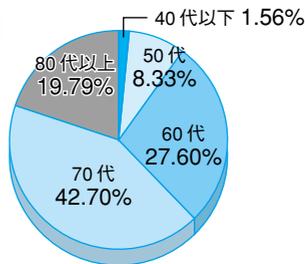
(地域順・50音順)

5. 総代の属性別構成比

■職業別



■年齢別



■報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「役員報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退任慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【役員報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては経営内容、職員給与等とのバランスを考慮して、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退任慰勞金】

退任慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	60	110
監事	9	15
合計	70	125

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

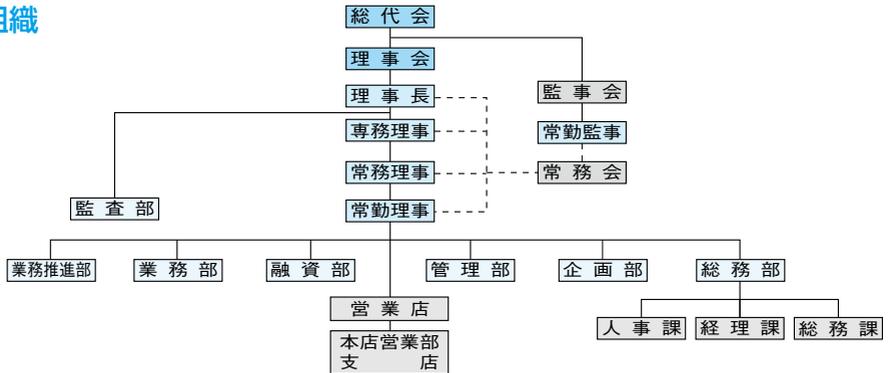
(注) 1. 対象職員には、期中に退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与された報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

組織



役員一覧

理事長 (企画部長)	平田 雅士	理事(非常勤)	小川 一利(※)
専務理事 (業務推進部長)	森 孝司	理事(非常勤)	小野 正弘(※)
常務理事 (融資部長兼管理部長)	岡崎 俊典	理事(非常勤)	水戸川茂信(※)
常務理事 (総務部長)	藤田 隆	理事(非常勤)	村上 俊二(※)
常勤理事 (監査部長)	佐藤 孝三	監事	館上 和久
		監事(非常勤)	下岡 輝也
		員外監事(非常勤)	三谷 憲治

(令和7年6月20日現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。
 なお、監事のうち三谷憲治は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事です。

会計監査人

ACアーネスト監査法人(令和7年6月末現在)

沿革・あゆみ

昭和23年 9月	新市信用組合創立	平成 5年 2月	芦田支店開設
昭和27年 12月	神辺信用組合創立	平成 6年 11月	宮内支店新築移転
昭和28年 7月	千年信用組合創立	平成13年 7月	ゆうちょ銀行と提携、現金自動預入・引出しサービス開始
昭和47年 4月	神辺信用組合、新市信用組合、千年信用組合が合併し、備後信用組合を設立	平成16年 5月	セブン銀行と提携しセブン銀行ATMによる現金自動預入・引出しのサービス開始
昭和47年 11月	千年支店新築移転	平成17年 5月	銀行等と提携し現金自動設備の相互利用による振込サービス開始
昭和48年 10月	本店新築移転	平成18年 1月	第二地方銀行、信用金庫等と提携し現金自動引出しのサービス開始
昭和50年 4月	尾道支店開設	平成25年 2月	でんざいネットと提携し資金決済サービス開始
昭和50年 10月	江良支店から駅家支店に名称を変更	平成25年 8月	(株)ビューカードと提携しビューアルッテATMによる現金自動引出しのサービス開始
昭和53年 6月	新市支店新築移転	令和元年 5月	信組共同センターに加盟
昭和54年 3月	県下組合の共同オンライン(マイブルひろしま)に参加	令和6年 10月	内海出張所移転
昭和55年 12月	神辺支店新築移転	令和6年 10月	PayPay、J-CoinPayとの口座連携サービス開始
昭和56年 6月	駅家支店移転	令和6年 12月	こら送金サービス開始
昭和58年 1月	内海出張所移転		
昭和58年 10月	木之庄支店開設		
昭和60年 10月	福山南支店移転		
昭和61年 4月	加茂支店開設		
平成 3年 2月	銀行等と提携し現金自動引出しのサービス(MICS)開始		

■事業の内容

●預 金

令和7年3月31日現在

種 類	お預け入れ期間	お預け入れ金額	しくみと特色	
総合口座	普通預金	いつでも出し入れ自由	1 円 以 上	有利に増やしながらか便利に使える口座です。なお、自動ご融資は定期預金残高の90% (最高300万円)までご利用いただけます。
	定期預金	1か月以上5年以内	1,000円以上	
普通預金	いつでも出し入れ自由	1 円 以 上	いつでも出し入れ自由で、暮らしのお財布代わりにお使いいただけます。給与振込や公共料金のお支払い等わずらわしさを一手に引き受けれます。	
決済用普通預金 (無利息型普通預金)	いつでも出し入れ自由	1 円 以 上	お利息はつきません。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす決済用預金です。	
貯蓄預金	いつでも出し入れ自由	1 円 以 上	お預け入れ残高に応じて金利が変動、普通預金に比べて高い利回りになっており、ご資金を有効に運用できます。	
当座預金	いつでも出し入れ自由	1 円 以 上	商取引代金のお支払いに便利で安全な小切手・手形のためのご預金です。	
通知預金	7日以上	5,000円以上	まとまったご資金の短期運用に大変便利です。お引き出しは2日前までにお申し出ください。	
納税準備預金	ご入金 は自由 お引出しは原則 として納税時のみ	1 円 以 上	納税のためのご預金です。税金が楽に納められお利息も普通預金より高く、そのうえ非課税ですからお得です。	
スーパー積金	6か月以上5年以内	1,000円以上	目標の実現や、いざというときのために毎月一定の日に一定額を積み立てていく積金です。安全確実に財産の基礎をつくることができます。	
あんしん積金	5年	1口10,000円・ 20,000円 (1口につき1被共済者)	財産の基礎づくりと、いざというとき最高2,000万円の保障が受けられる生命共済がセットされた定期積金です。	
子育て応援定期積金	1年・2年・3年・4年・5年	10,000円以上 (単位1,000円)	新規契約時に18歳以下のお子様を扶養する保護者(親権者)の方への定期積金です。固定金利1.00%とした定期積金です。	
財形預金	一般財形3年以上 財形住宅預金5年以上 財形年金預金5年以上	1,000円以上	お勤め先の財形制度を通じ、給与やボーナスからの天引きで、自動的にまとまった財産形成ができます。財形住宅預金と財形年金預金については、合算で元金550万円までは非課税扱いです。	
期日指定期金	1年以上3年以内 (1年据置き)	1,000円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利でお得なご預金です。しかも1年経過後は1か月以上前に期日を指定していただければ自由に払い出しができます。	
変動金利	1年以上3年以内	1,000円以上	お預け入れ時の金利が、その時々々の金利情勢に応じて6か月ごとに変動します。	
スーパー定期・スーパー定期300	1か月以上5年以内 複利型3・4・5年 (半年複利)	1,000円以上 300万円未満 300万円以上	お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません。自由金利プランのメリットをいかした当組合の利回りで応援します。	
大口定期預金	1か月以上5年以内	1,000万円以上	安全確実に大きく増やす運用プラン。自由金利ですので当組合が設定する利回りで応援します。	
ほのぼの定期	1年	1,000円以上 350万円まで	障害年金・遺族年金等の年金や手当をお受取りの方にスーパー定期1年ものの店頭表示金利へ0.01%上乗せし高い利回りで応援します。(注)お取扱い期間の定めがあります。	
スーパーふくり定期預金	6か月以上5年以内 複利型(半年複利)	1,000円以上 1,000万円未満	利息が利息を生む半年複利でお得なご預金です。しかも6か月経過後は一部払い出しができます。	
子育て応援定期預金	1年	10万円以上 200万円まで	新規契約時に18歳以下のお子様を扶養する保護者(親権者)の方への定期預金です。固定金利0.35%とした定期預金です。	
スーパーたのしみ定期預金	1年	1,000円以上 1,000万円まで	びんしんで年金をお受け取りの皆様はスーパー定期1年ものを固定金利0.15%とした定期預金です。	

●個人ローン

令和7年3月31日現在

種 別	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・連帯保証人
住 宅 ロ ー ン	土地購入・住宅購入・新築・増改築修繕資金・住宅ローンの借換資金	6,000万円以内	最長35年	担保は原則土地建物 連帯保証人は原則2名以上 保証会社の保証付
リフォームローン・ ワ イ ド	増改築・修繕資金、電化・エコ給湯・ホリアフリー対応資金	100万円以上 1,000万円以下	15年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
カーライフローン	車輛購入及び修理、車検費用等の資金	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
ゆ と り の マイカーローン	車輛・オートバイ購入資金、カー用品購入資金、車検・運転免許取得費用、車庫建設資金、マリンスポーツに関する費用、他社オートローン借換費用	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
フリーローンチョイス	ご自由 (旧借返済金を除く) (事業資金を含む)	10万円以上 1,000万円以内 事業資金は500万円以下	10年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
フ リ ー ロ ー ン フ リ ー ロ ー ン ミ ド ル	ご自由 (事業資金・投機等の資金を除く)	10万円以上 300万円以内 フリーローン・ジムは10万円以上200万円以内	7年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
ダイナマイトローン	ご自由 (事業資金・旧借返済金を除く)	10万円以上 200万円以内	7年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
ファミリーローン	ご自由 (事業資金・投機等の資金を除く)	30万円以上 200万円以内	5年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付
奨 学 ロ ー ン	入学費、その他在学中にかかる費用	10万円以上 1,000万円以内	10年以内(種類によって、元金返済の据置ができますが、ご返済期間に含まれます)	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付 (保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
カ ー ド ロ ー ン	ご自由 (事業資金・投機等の資金を除く)	50万円・30万円の各種の 限度まで何回でもご自由に ご利用になれます	3年 原則として自動的に 更新	連帯保証人は不要 保証会社の保証付
代 理 貸 付	教育資金 (株日本政策金融公庫)	300万円以内	原則15年以内(在学期間内で元金返済の据置ができますが、ご返済期間に含まれます)	原則として保証基金の保証付
マイカーローン	車輛・オートバイ購入資金、カー用品購入資金、車検・修理費用、運転免許取得費用	10万円以上 500万円以内	10年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
エ コ ロ ー ン (エ コ カ ー)	環境対応車普及促進税制対象の自動車購入資金	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
エ コ ロ ー ン (エ コ リ フ ォ ー ム)	環境にやさしい居室の増改築資金、住宅設備機器及び電気製品の購入資金等	10万円以上 1,000万円以内	15年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
スピードローン お ま か せ	ご自由 (事業資金・借換含む)	10万円以上 500万円以内	15年以内	連帯保証人は不要 保証会社の保証付
コレクトローン	ご自由 (事業資金・借換含む)	10万円以上 500万円以内	10年以内	連帯保証人は不要 保証会社の保証付
職域提携フリーローン	ご自由 (事業資金は除く)	10万円以上 500万円以内	10年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
職域提携目的ローン	資金使途が明確なものの自動車・教育・リフォーム関連(借換含む、事業資金は除く)	10万円以上 500万円以内	10年以内	連帯保証人は原則として不要、保証会社の保証付(保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です)
スーパーライフローンⅠ	[住宅ローン融資先] 住宅関連資金以外の資金 奨学金等の子育て支援資金・借換やその他資金(事業資金は除く)	300万円以内 (1万円単位)	最長10年以内	連帯保証人原則2名 物的担保は不要
スーパーライフローンⅡ	[住宅ローン融資先] 住宅関連資金(住宅ローンの範囲に該当する資金、増改築等)リフォーム資金・事業資金は除く)	300万円以内 (1万円単位)	最長10年以内	連帯保証人原則2名 物的担保は不要
ス ペ シ ャ ル サ ポ ー ト ロ ー ン	ご自由 (事業資金を含む)	10万円以上 1,000万円以内(1万円単位)	10年以内	連帯保証人は不要 保証会社の保証付

●事業者向け資金

令和7年3月31日現在

種 類	資 金 の お 使 い み ち
一般のご融資	○手形割引…商業手形の割引 ○手形貸付…運転資金など比較的小短期のご融資 ○証書貸付…設備資金など長期のご融資 ○当座貸越…一定の貸越限度までご利用になれます
事業者カードローン	カード又は通帳を用いて必要な時に簡単に事業資金(運転・設備資金)をご融資いたします。(毎月のご返済に加え、任意のご返済ができます。)
ゴールドビジネス	ご融資金額10万円以上500万円以内(但し業歴2年未満の場合は200万円限度)、ご融資期間半年以上10年以内(但し業歴2年未満で融資金額が200万円以下の場合5年以内)。連帯保証人は法人代表者の連帯保証が必要で、保証会社の保証が得られる方。
事業者ローンホ	ご融資金額10万円以上500万円以内、ご融資期間10年以内の法人、個人事業主様の事業資金(運転・設備資金)。連帯保証人は個人事業主は不要、法人の場合は法人代表者の連帯保証が必要で、保証会社の保証が得られる方。
地方公共団体制度融資	中小企業者等の皆様向けの地方公共団体の各種(預託)融資制度を取り扱っております。
代理貸付業務	各種代理業務については、すべて当該機関との契約に基づき取扱窓口となっております。(株)日本政策金融公庫・(株)商工組合中央金庫・全国信用協同組合連合会など。
地域活性化ローン	ご融資金額5000万円以内(10万円単位)、ご融資期間20年以内の事業資金(運転・設備資金)。連帯保証人は原則2名以上
かけはし	ご融資金額500万円以内(前年売上の50%以内)、ご融資期間7年以内の事業資金(運転・設備資金)。連帯保証人は原則2名。担保は原則不要。
リバイブ地方創生支援資金	ご融資金額500万円以内、手形貸付、ご融資期間1年(但し利払いだけで3年間の継続可)連帯保証人は原則2名。担保は原則不要。
アパートローン	ご融資金額2億円以下、ご融資期間最長50年(賃貸不動産<居住用・営業用>に係る新築資金ならびに関連諸費用)。連帯保証人は原則1名以上(法人の場合は代表者)。担保は融資対象物件の土地・建物に第一順位で抵当権もしくは根抵当権を設定させていただきます。

●各種サービス・その他業務

令和7年3月31日現在

キャッシュサービス	キャッシュカード1枚で、当組合の本支店をはじめ、全国のMICS加盟金融機関でお引き出しができ、郵便局、セブン銀行や入金ネット加盟金融機関では預け入れ、お引き出しができます。
他行カード振込サービス	ATMにおいて、全国の他行カード振込業務提携金融機関のキャッシュカードによりお振込ができます。
デビットカードサービス	全国のデビットカード加盟店で、当組合発行のキャッシュカードにより、商品購入代金の精算ができます。
キャッシングサービス	当組合のATMにて、JCB・三菱UFJニコス・UC・三井住友・ライフなどのキャッシングサービスがご利用できます。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスが、お客様のご指定の口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取サービス	大切な年金が一度の手続きで自動的にご指定の口座に振り込まれます。お受取りが確実でとても便利です。
配当金の自動受取サービス	配当金が会社から直接ご指定の口座に入金されます。
自動支払いサービス	公共料金・税金・クレジット代金等を、毎月自動的にご指定の口座からお支払いいたします。
為替サービス	全国どこへでも、スピーディにお振込み・送金や手形・小切手のお取立てをいたします。
でんさいサービス	全国銀行協会が設立した「でんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)」において、「でんさい(電子記録債権)」による決済・譲渡・割引などの各種取引を取扱っております。
通帳記帳サービス	全国の提携信用組合のATMで、通帳記帳サービスを利用することができます。

●手数料一覧表 (消費税を含んでいます。)

令和7年4月1日現在

手 数 料		種 類		他行あて	本支店あて	自店あて
振 込 手 数 料 (1件につき) ※()内の手数料はご依頼人が当組合組合員の場合 ※視察障害のためATM振込操作が困難なお客さまが窓口で振込を行う場合は、身体障害者手帳等の確認書類を提出いただくことで、ATM利用時の振込手数料でご利用いただけます。	電信扱 及び 文書扱	3万円以上		990円 (660円)	550円 (220円)	440円 (110円)
		1万円以上 3万円未満		660円 (550円)	220円	110円
		1万円未満		440円	110円	無 料
		ATM扱		330円	無 料	無 料
代 金 取 立 手 数 料 (1通につき)	電子交換所			330円	330円	無 料
	個別取立(至急)			880円	—	—
送 金 手 数 料 (1件につき)	個別取立(普通)			660円	—	—
	至 急 扱			880円	—	—
そ の 他 の 手 数 料	普 通 扱			660円	—	—
	送金・振込の組戻料(1件につき)				1,100円	
	取立手形組戻料(1件につき)				1,100円	
	不渡手形返却料(1件につき)				1,100円	
手 形 小 切 手 料	その他特殊手数料				実 費	
	手形帳1冊(50枚)				1,100円	
	小切手帳1冊(50枚)				880円	
	(マル専)約束手形1枚				550円	
	(マル専)口座開設手数料(1口座)				3,300円	
	自己宛小切手1枚				550円	
残高・支払利息・その他の証明書の発行手数料(1回)				1,100円		
通帳・証書・カードの再発行手数料(1冊・1通・1枚)				1,100円		
照会事務手数料(1件)				1,100円		
未利用口座管理手数料(年間)				1,320円		
株 式 ・ 出 資 払 込 手 数 料	払込総額5千万円未満				払込総額の0.330%	
	払込総額5千万円以上				払込総額の0.220%	
出資事務取扱委託書(1枚)				550円		
両 替 手 数 料 ※合計枚数は、申込み枚数、または受取り枚数のいずれか多い方となります。 ※旧おたのめ合計枚数をお取扱い枚数といたします。	紙幣・硬貨 合計枚数	1～ 50枚	51～ 100枚	101～ 2,000枚	2,001枚 以上	500枚毎に 660円加算
	手数料	無 料	1,100円	1,650円	2,001枚 以上	
	硬貨入出金手数料 ※店頭や店舗等における硬貨のお預り(入金)振込(現金納付)等については、右記手数料をいただきます。また、同様に振替用のお預り依頼される場合は、合計枚数での手数料となります。	硬 貨 合計枚数	1～ 50枚	51～ 100枚	101～ 2,000枚	2,001枚 以上
手数料	無 料	1,100円	1,650円			
新規融資事務 手 数 料	住宅ローン一般				44,000円	
	事業性証書貸付 (預金担保は除く)	預託融資他信保付 約定レイト1.5%未満			フロバー 約定レイト2.0%未満	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
		11,000円	22,000円	22,000円	33,000円	
取益物件融資				実行額X0.4% X 1.1円(100万円限度)		
融 資 条 件 変 更 手 数 料 ※ただし、全額繰上返済手数料は、「期限内全額繰上げ返済手数料に関する同意書」(以下「同意書」という。)を頂いている場合、同意書記載の手数料となります。	全額繰上返済	融資残高20万円未満			無 料	
		融資残高20万円以上1,000万円未満			5,500円	
		融資残高1,000万円以上5,000万円未満			11,000円	
		融資残高5,000万円以上1億円未満			22,000円	
		融資残高1億円以上			44,000円	
	住宅ローンの「固定金利特約期間中」の全額繰上返済			33,000円		
	返済方法の変更(手形貸付から証書貸付)			11,000円		
	一部繰上返済			11,000円		
返済額の変更			11,000円			
期間の変更			11,000円			
利率の変更			11,000円			
固定・変動選択型住宅ローンの新固定金利の再選択			11,000円			
担 保 手 数 料	新規調査・設定	事業性	1億円以上	1千万円以上1億円未満	1千万円未満	
			66,000円	55,000円	44,000円	
再調査・極度額、追加設定、一部解除	非事業性				44,000円	
	事業性				22,000円	
融 資 証 明 書 発 行 手 数 料	非事業性				11,000円	
	融資残高1億円未満				5,500円	
	融資残高1億円以上				11,000円	
返済予定表再発行手数料					1,100円	
融資(履歴・明細)発行手数料(1件)					1,100円	
公的証明書および不動産鑑定士等第3者に依頼して要した費用					実 費	
(全国保証株式会社)に対しての事務取扱手数料)					(55,000円)	
火 災 保 險 管 理 手 数 料	質権設定時・契約更改時				770円	
		火災保険料払込確認時	月払…3か月ごとに	220円		
		半年払、年払…払込月ごとに		220円		

〔ATMご利用手数料〕(消費税を含んでいます。)

ご 利 用 カ ー ド	平 日 9:00～18:00
当組合のカード	無 料
地域提携加盟組合のカード	無 料
クレジットカード	無 料
他金融機関のカード	110円
ゆうちょ銀行のカード	110円

※地域提携加盟組合
・ 両備信用組合・広島県信用組合・信用組合広島商銀

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △309百万円

4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年	～	50年
動産	2年	～	20年
5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分の計5区分で、過去の貸倒実績率に将来見込み等必要な修正を加えて予想損失率を求め、引当計上を行っております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から引出した自己査定委員会（資産監査部署）が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証のない債権については、直接減額をしており、その金額は261百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	211,033百万円
差引額	38,382百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）
0.542%

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,958百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、市場リスクの計測・分析によるリスク管理をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、与信基本原則規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及び管理部により行われ、また、定期的に常勤役員及び融資部長による会議を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

ア、金利リスクの管理

当組合は、市場リスクの計測・分析によるリスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理方針・統合的リスク管理規程・市場リスク管理方針・市場リスク管理規程・市場関連リスク管理細則・余資運用規程・余資運用取扱要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定された市場リスク管理方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

イ、価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスク管理方針に基づき、常務会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

総務部では、有価証券の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、定期的に常勤役員に報告するとともに課題等を常勤役員または常務会・経営者会議等主要会議並びに必要に応じ理事会に報告されております。

ウ、市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅は異なります）が生じたときと仮定した場合、当事業年度末現在の時価は、580百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、資金移動情報等に基づき、適時に資金管理を行うほか、調達構成管理、流動性ギャップ管理等、流動性維持のための準備資産の管理などにより、流動性リスクを日常的に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、その他資産のうち全信組連出資金及びその他出資金、預金積金、職員預り金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

14. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照）

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（*1）	33,953	33,757	△196
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	300	292	△7
(3) 貸出金（*1）	40,016		
貸倒引当金（*2）	△1,958		
	38,058	39,273	1,215
金融資産計	72,311	73,322	1,012
(1) 預金積金（*1）	67,968	67,756	△212
(2) 借入金（*1）	—	—	—
(3) 職員預り金（*1）	39	39	—
金融負債計	68,007	67,795	△212

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借入金、職員預り金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

当組合は非上場株式を保有しており、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については15～18に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 職員預り金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	3
組合出資金等 (*2)	459
合 計	462

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

該当ありません。

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	300	292	△7
そ の 他	—	—	—
合 計	300	292	△7

(3) その他有価証券に区分した有価証券はありません。

16. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

17. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

18. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	— 百万円	200 百万円	100 百万円	— 百万円
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	—	200	100	—
そ の 他	—	—	—	—
	—	200	100	—

19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3, 0 6 5 百万円
危険債権額	1, 1 1 5 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	5 6 百万円
合計額	4, 2 3 7 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1 6 5 百万円であります。

21. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6, 0 1 6 百万円であります。なお、その全額が原契約期間1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高その多くが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

22. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 0 2 7 百万円

23. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 6 2 百万円

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4 5 3 百万円
一般貸倒引当金繰入限度超過額	3 1
減価償却超過額	1 9
退職給付引当金	1 2
役員退職慰労引当金	1 1
賞与引当金	8
偶発損失引当金	8
資産除去債務	6
事業税	2
その他	5
繰延税金資産合計	5 5 9
繰延税金資産の純額	5 5 9 百万円

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立し、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.37%となります。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は11百万円増加し、法人税等調整額は11百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は1百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

25. 本店建物について、「石綿障害予防規則」により建物撤去時に石綿(アスベスト)を除去する義務について資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、法令等で処理が義務付けられた平成17年2月から、耐用年数が到来する令和5年12月までの18年11ヶ月とし、割引率は2.1025%を採用しております。

当事業年度末における資産除去債務残高は22,680千円であります。

26. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 3, 0 0 0 百万円
担保資産に対応する債務	借入金 — 百万円

上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために預け金2, 0 0 3 百万円を担保提供しております。

27. 出資1口当りの純資産額 1 1, 8 7 2 円 8 3 銭

■ 損益計算書

(金額単位：千円)

科 目	令和5年度第52期	令和6年度第53期
	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年4月1日～令和7年3月31日
経 常 収 益	1,664,408	1,575,726
資 金 運 用 収 益	1,583,249	1,501,445
貸 出 金 利 息	1,521,073	1,393,813
預 け 金 利 息	38,116	89,645
有 価 証 券 利 息 配 当 金	80	1,815
そ の 他 の 受 入 利 息	23,979	16,170
役 務 取 引 等 収 益	67,067	62,843
受 入 為 替 手 数 料	17,333	17,222
そ の 他 の 役 務 収 益	49,733	45,621
そ の 他 業 務 収 益	11,443	7,480
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	11,443	7,480
そ の 他 経 常 収 益	2,647	3,957
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	2,000	3,002
株 式 等 売 却 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	646	955
経 常 費 用	1,500,595	1,473,696
資 金 調 達 費 用	17,493	48,394
預 金 利 息	16,292	46,734
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	963	1,454
借 用 金 利 息	1	—
そ の 他 の 支 払 利 息	236	205
役 務 取 引 等 費 用	270,704	241,863
支 払 為 替 手 数 料	6,818	6,729
そ の 他 の 役 務 費 用	263,885	235,134
そ の 他 業 務 費 用	18,630	15,989
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	—	—
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	18,630	15,989

(金額単位：千円)

科 目	令和5年度第52期	令和6年度第53期
	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年4月1日～令和7年3月31日
経 費	849,263	815,759
人 件 費	583,850	564,332
物 件 費	251,508	237,666
税 金	13,904	13,760
そ の 他 経 常 費 用	344,503	351,688
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	300,126	277,902
貸 出 金 償 却	5,216	40,660
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	39,160	33,125
経 常 利 益	163,812	102,030
特 別 利 益	9,943	—
固 定 資 産 処 分 益	27	—
そ の 他 の 特 別 利 益	9,916	—
特 別 損 失	1,546	276
固 定 資 産 処 分 損	1,546	276
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	172,209	101,753
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	120,677	43,835
法 人 税 等 調 整 額	▲ 73,348	▲ 24,589
法 人 税 等 合 計	47,328	19,246
当 期 純 利 益	124,880	82,506
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	7,670	13,004
当 期 未 処 分 剰 余 金	132,550	95,511

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 128円96銭

■ 剰余金処分計算書

(金額単位：円)

科 目	令和5年度第52期 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)	令和6年度第53期 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)
当期末処分剰余金	132,550,938	95,511,665
剰余金処分額	119,546,259	79,586,107
出資配当金	9,546,259 (年3%の割合)	9,586,107 (年3%の割合)
特別積立金	110,000,000	70,000,000
繰越金(当期末残高)	13,004,679	15,925,558

■ 法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書につきましては「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、「ACアーネスト監査法人」の監査を受けております。

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第53期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月23日

備後信用組合

理事長 平田 雅士

■主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,726,100	1,722,645	1,710,841	1,664,408	1,575,726
経常利益	452,704	347,795	165,966	163,812	102,030
当期純利益	330,015	251,888	120,066	124,880	82,506
預金積金残高	70,553,453	69,832,043	68,370,026	68,643,437	67,968,915
貸出金残高	42,806,960	42,190,945	41,177,810	41,420,022	40,016,181
有価証券残高	4,003,875	3,202	3,202	3,202	303,202
総資産額	78,810,345	78,331,777	76,205,362	76,640,039	75,965,104
純資産額	6,978,414	7,214,663	7,317,608	7,431,790	7,502,613
自己資本比率(単体)	19.30%	19.61%	20.79%	20.75%	21.89%
出資総額	321,523	318,886	314,710	316,861	316,011
出資総口数	643,046	637,772	629,420	633,722	632,023
出資に対する配当金	13,002	12,945	12,849	9,546	9,586
職員数	92人	92人	91人	87人	85人
パートタイム労働者	1人	2人	2人	2人	2人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。
 3. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております(以下の各表における金額についても同様であります。)

■資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利 回 り(%)	
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	75,442	1,583,249	2.09	
	令和6年度	74,501	1,501,445	2.01	
	うち貸出金	令和5年度	41,207	1,521,073	3.69
		令和6年度	40,276	1,393,813	3.46
	うち預け金	令和5年度	33,773	38,116	0.11
		令和6年度	33,572	89,645	0.26
うち有価証券	令和5年度	3	80	2.49	
	令和6年度	193	1,815	0.93	
資 金 調 達 勘 定	令和5年度	68,204	17,493	0.02	
	令和6年度	67,101	48,394	0.07	
	うち預金積金	令和5年度	68,156	17,255	0.02
		令和6年度	67,059	48,188	0.07
	うち譲渡性預金	令和5年度	—	—	—
		令和6年度	—	—	—
	うち借入金	令和5年度	1	1	0.17
		令和6年度	—	—	—

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度・令和6年度残高はともにありません。)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度・令和6年度残高はともにありません。)及び利息(令和5年度・令和6年度利息はともにありません。)を、それぞれ控除して表示しております。

■組合員・出資金の推移

(単位：人、百万円)

区 分	令 和 5 年 度 末		令 和 6 年 度 末	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	14,203	233	14,218	232
法 人	2,059	83	2,067	83
合 計	16,262	316	16,285	316

- (注) 1. 出資1口の金額は500円となっています。
2. 当組合は、優先出資金の取扱いをしておりません。

■預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	20,795	30.51	20,832	31.06
定 期 性 預 金	47,288	69.38	46,164	68.84
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	73	0.10	63	0.09
合 計	68,156	100.00	67,059	100.00

■定期預金種類別残高

(単位：百万円)

項 目	令 和 5 年 度 末	令 和 6 年 度 末
固 定 金 利 定 期 預 金	41,928	41,436
変 動 金 利 定 期 預 金	14	11
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	41,943	41,448

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

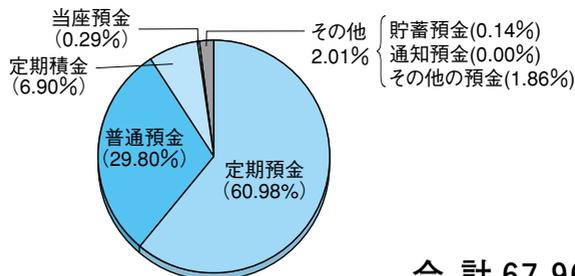
区 分	令 和 5 年 度 末		令 和 6 年 度 末		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
個 人	56,644	82.51	56,178	82.65	
法 人	11,998	17.48	11,790	17.34	
	一 般 法 人	10,697	15.58	10,551	15.52
	金 融 機 関	0	0.00	0	0.00
公 司	1,301	1.89	1,238	1.82	
合 計	68,643	100.00	67,968	100.00	

■財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度 末	令 和 6 年 度 末
財 形 貯 蓄 残 高	5,643	4,779

■預金の割合



合 計 67,968百万円

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	315	0.76	281	0.69
手形貸付	9,547	23.17	9,360	23.24
証書貸付	31,138	75.56	30,438	75.57
当座貸越	205	0.49	196	0.48
合 計	41,207	100.00	40,276	100.00

■貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

科 目	令和5年度末	令和6年度末
変動金利	18,967	19,123
固定金利	22,452	20,892
合 計	41,420	40,016

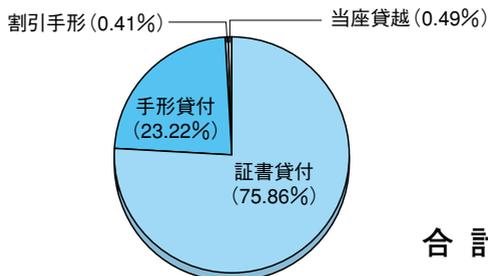
■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	5,109	12.33	5,325	13.30
農 業、林 業	171	0.41	130	0.30
漁 業	0	0.00	0	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	7,071	17.07	6,684	16.70
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	73	0.17	87	0.20
運輸業、郵便業	1,682	4.06	1,666	4.20
卸売業、小売業	5,313	12.82	5,104	12.80
金融業、保険業	587	1.41	552	1.40
不動産業	3,696	8.92	3,684	9.20
物品賃貸業	—	—	5	0.00
学術研究、専門・技術サービス業	854	2.06	838	2.10
宿泊業	381	0.92	483	1.20
飲食業	1,070	2.58	1,059	2.60
生活関連サービス業、娯楽業	437	1.05	427	1.10
教育、学習支援業	50	0.12	38	0.10
医療、福祉	426	1.02	641	1.60
その他のサービス	1,850	4.46	1,800	4.50
その他の産業	—	—	—	—
小 計	28,776	69.47	28,531	71.30
地方公共団体	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,643	30.52	11,484	28.70
合 計	41,420	100.00	40,016	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じてお客様単位で分類しております。

■貸出金の割合



■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運 転 資 金	31,354	75.70	30,019	75.01
設 備 資 金	10,065	24.30	9,996	24.99
合 計	41,419	100.00	40,015	100.00

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	5,169	46.40	4,298	43.80
住 宅 ロ ー ン	5,971	53.60	5,513	56.20
合 計	11,140	100.00	9,811	100.00

■貸出金・債務保証見返額担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度末				令和6年度末			
	貸出金残高	構成比	債務保証見返額	構成比	貸出金残高	構成比	債務保証見返額	構成比
当組合預金積金	1,136	2.74	—	—	836	2.09	—	—
有 価 証 券	47	0.11	—	—	43	0.11	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産	15,883	38.35	—	—	15,781	39.44	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	17,066	41.20	—	—	16,660	41.64	—	—
信用保証協会・信用保険	15,506	37.44	—	—	14,635	36.57	—	—
保 証	8,848	21.36	—	—	8,721	21.79	—	—
信 用	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	41,420	100.00	—	—	40,016	100.00	—	—

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
(株)商工組合中央金庫	—	—
(株)日本政策金融公庫	—	—
住宅金融支援機構	82	71
福祉医療機構	—	—
(株)中小企業基盤整備機構	—	—
合 計	82	71

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	183	58	230	46
個 別 貸 倒 引 当 金	1,716	168	1,727	10
貸 倒 引 当 金 合 計	1,900	227	1,958	57

■貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
貸 出 金 償 却 額	5	40

■1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度 末	令 和 6 年 度 末
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	5,280	5,228
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	3,186	3,078
店 舗 数 (店)	13	13

■1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度 末	令 和 6 年 度 末
常 勤 役 職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高	738	746
常 勤 役 職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	445	439
常 勤 役 職 員 数 (人)	93	91

■外貨建資産残高

「該当ありません」

■外国為替取扱実績

「当組合は取扱いしておりません」

■公共債窓販実績

「当組合は取扱いしておりません」

■公共債引受額

「当組合は取扱いしておりません」

■協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A	引当率(%) C/(A-B)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	2,935	1,568	1,366	100.00	100.00	
	令和6年度	3,065	1,706	1,358	100.00	100.00	
危 険 債 権	令和5年度	1,224	1,065	81	93.72	51.51	
	令和6年度	1,115	945	87	92.61	51.51	
要 管 理 債 権	令和5年度	149	91	1	62.26	2.25	
	令和6年度	56	25	1	47.45	5.69	
	三か月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	149	91	1	62.26	2.25
		令和6年度	56	25	1	47.45	5.69
	小 計	令和5年度	4,309	2,725	1,449	96.90	91.58
		令和6年度	4,237	2,677	1,448	97.35	92.80
正 常 債 権	令和5年度	37,186					
	令和6年度	35,835					
合 計	令和5年度	41,495					
	令和6年度	40,073					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三か月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	—	—	190	98.34
株 式	3	100.00	3	1.65
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	3	100.00	193	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定めなし	合 計
		国 債	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —	
地 方 債	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —	— —	— —	— —
短 期 社 債	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —	— —	— —	— —
社 債	令和5年度末 令和6年度末	— —	— 200	— 100	— —	— —	— 300
株 式	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —	— —	3 3	3 3
その他の証券	令和5年度末 令和6年度末	— —	— —	— —	— —	— —	— —
合 計	令和5年度末 令和6年度末	— —	— 200	— 100	— —	3 3	3 303

■有価証券平均利回り

(単位：%)

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
有 価 証 券 利 回 り	国 債	—	0.91
	地 方 債	—	—
	社 債	—	0.91

■有価証券の時価等情報

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

時価が貸借対照表計上額を超えないもの	年 度	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	令和5年度末	—	—	—
	令和6年度末	300	292	△7

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。
 3. 金銭の信託及びデリバティブ等商品の取引はございません。
 4. 「時価が貸借対照表計上額を超えるもの」及びその他有価証券で時価を把握することが出来るものは、令和5年度・令和6年度ともにありません。

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (単位：百万円)

項 目	令和5年度末 貸借対照表計上額	令和6年度末 貸借対照表計上額
そ の 他 有 価 証 券	3	3
非 上 場 株 式	3	3
非 上 場 外 国 証 券	—	—

■商品有価証券の種類別平均残高

「該当ありません」

■先物取引の時価情報

「該当ありません」

■オフバランス取引の状況

「該当ありません」

■オプション取引の時価情報

「該当ありません」

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
受 取 利 息	△ 46,118	△ 81,804
う ち 貸 出 金	△ 43,145	△ 127,259
う ち 預 け 金	△ 2,924	51,528
う ち 商 品 有 価 証 券	—	—
う ち 有 価 証 券	0	1,735
支 払 利 息	2,507	30,900
う ち 預 金	2,517	30,932
う ち 譲 渡 性 預 金	—	—

■内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	26,424	21,721	25,685	22,931
	他の金融機関から	46,075	25,351	45,017	26,278
代 金 取 立	他の金融機関向け	0	0	0	0
	他の金融機関から	0	0	0	0

■役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益	67,067	62,843
受 入 為 替 手 数 料	17,333	17,222
そ の 他 の 受 入 手 数 料	49,696	45,596
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	36	24
役 務 取 引 等 費 用	270,704	241,863
支 払 為 替 手 数 料	6,818	6,729
そ の 他 の 支 払 手 数 料	632	632
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	263,253	234,502

■ 預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
預 貸 率	(期 末)	60.34	58.87
	(期 中 平 均)	60.45	60.06
預 証 率	(期 末)	0.00	0.44
	(期 中 平 均)	0.00	0.28

■ 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
資 金 運 用 利 回	2.09	2.01
資 金 調 達 原 価 率	1.25	1.27
総 資 金 利 鞘	0.84	0.74

■ 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.22	0.13
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.16	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

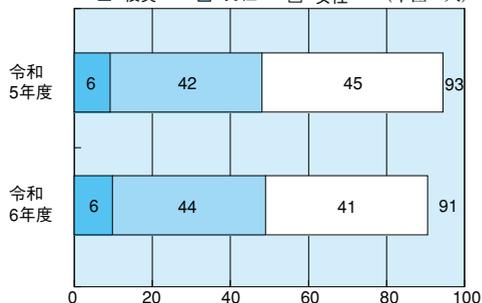
■ 業務純益

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
業 務 純 益	452,886	408,866

■ 常勤役職員数の推移

■ 役員 ■ 男性 □ 女性 (単位：人)



経費の内訳

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
人	件 費	583	564
	報酬給料手当	475	462
	賞与引当金純繰入額	0	0
	退職給付費用	32	30
物	社会保険料等	75	71
	件 費	251	237
	事務 費	131	126
	固定資産 費	48	53
	事業 費	20	18
	人事厚生 費	6	6
預金 保険料	9	9	
その他	34	23	
税	金	13	13
経 費 合 計		849	815

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
外国為替 売 買 益	—	—
商品有価証券 売 買 益	—	—
国債等債券 売 却 益	—	—
国債等債券 償 還 益	—	—
金融派生商品 収 益	—	—
その他の業務 収 益	11	7
その他業務収益合計	11	7

粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目		令和5年度	令和6年度
資 金	資金運用 収 益	1,583,249	1,501,445
	資金調達 費 用	17,493	48,394
	資金運用 収 支	1,565,756	1,453,050
役 務	役員取引等 収 益	67,067	62,843
	役員取引等 費 用	270,704	241,863
そ の 他 の 業 務	取 引 等 収 支	△ 203,637	△ 179,020
	そ の 他 業 務 収 益	11,443	7,480
そ の 他 の 業 務	そ の 他 業 務 費 用	18,630	15,989
	取 支	△ 7,186	△ 8,509
業 務 粗 利 益		1,354,932	1,265,521
業 務 粗 利 益 率		1.79%	1.69%
業 務 純 益		452,886	408,866
実 質 業 務 純 益		511,333	455,541
コ ア 業 務 純 益		511,333	455,541
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)		511,333	455,541

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和5年度・令和6年度費用はともにありません。）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
3. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
4. 実質業務純益＝業務純益－一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

■自己資本の充実の状況等について

○定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等で構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：備後信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：316百万円
------	----------------------------------------------

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準で4%以上を求められている自己資本比率は、令和7年3月末現在21.89%と基準を大きく上回っております。また当組合では内部留保の積み上げによる自己資本の充実・強化並びに資産のリスクの軽減に努め、健全性の維持・確保が十分に図られていると評価いたしております。

なお、将来の自己資本充実策につきましては、地域経済・地域社会への貢献を基本とした諸目標・計画に基づく日々の業務推進活動により得られる利益によって、資本の確実な蓄積を図り、健全経営に徹する方針です。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスクの解説

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に従い、与信業務に関する基本原則を定めた「与信基本原則規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

○評価・計測方法

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理・計測など、さまざまな角度からの分析に注力しております。なお信用リスクの計測手法は標準的手法を採用しております。

○報告態勢

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、貸出審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。また、大口与信先及びその他協議が必要と思われる信用リスクに関する案件について経営陣による合議をするなど、相互牽制機能を持たせた厳正な審査体制を構築しています。さらに定期的にリスク管理の実施状況を常勤役員に報告するとともに必要に応じ理事会に報告する態勢を整備しております。

○貸倒引当金の計上基準

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「資産の償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。更に要注意先のうち信用度が劣後する先を一定基準で選定しグループ引当を実施しております。なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合ではリスク・ウェイトの判定に以下の5つの適格格付機関を採用しております。

- ・(株)格付投資情報センター (R & I)
- ・(株)日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)
- ・フィッチ・レーティングスリミテッド (Fitch)

② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など事業性評価を踏まえ、さまざまな角度から総合的判断を行っています。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては組合が定める「諸規程」「事務取扱要領」により、適切な事務処理、並びに適正な評価・管理を行っています。

一方、当組合が扱う主要な保証には国と同様の信用度を持つ政府保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「諸規程」「事務取扱要領」により適切な取扱いに努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券…等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金…等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」…等が該当します。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は証券化取引を行っておりません。

7. CVAリスクに関する事項

該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスクの解説

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムの不備といった要因により損失を被るリスクと定義しています。

○評価・計測方法

業務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳正性、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、業務指導の充実、オンラインシステムの円滑な運営及びシステムの障害時に適切な業務対応を図りリスクを軽減すべく対応を図るとともに、お客さまからの信頼性の向上に努めております。

内部事務規定や各種マニュアルの整備あるいは適切な事務指導を実施し、事務等処理の厳正化とミスや不正の未然防止のための内部管理体制の充実・強化に努めております。

事務リスクとして、事故・不正の未然防止や業務レベルの向上のため、監査部による臨店監査を全店年1回以上実施するほか、各部門においても店内検査を毎月実施させるなど業務処理状況のチェックを行っております。さらに本部各部署は、各営業店に対して事務研修・指導を行い事務管理体制の充実に努めております。

また、システムリスクとして、当組合の勘定系ホストコンピュータは、「SKCセンター」に加盟する共同センター方式を採用しており、「SKCセンター」との連絡・協力体制の構築に努め、システムリスク管理の認識の共有化に努めております。

オペレーショナル・リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

○報告態勢

オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、業務部が所管部署となり、また内部監査に関しては監査部が、定期的にリスク管理の実施状況を常勤役員に報告するとともに課題等を常勤役員または常務会・経営者会議等主要会議並びに必要な応じ理事会に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

(3) BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役員要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

(4) ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第306条第1項第4号に基づき「1」を使用しております。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

(6) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

○リスクの解説

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクとは、当組合が保有している株式

の株価の下落や、出資している企業や団体の財務内容の悪化に伴い、当組合の資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

○評価・計測方法

上場株式にかかるリスクについては時価評価によりリスクを計測しております。非上場株式及び出資にかかるリスクについては、財務諸表を基にした評価による定期的なモニタリングを実施しております。

○報告態勢

上場株式にかかるリスクは定期的に時価評価により計測し、また非上場株式及び出資にかかるリスクについては、財務諸表を基に計測し、リスク管理の実施状況を監査部及び常勤役員に報告するとともに課題等を常勤役員または常務会・経営者会議等主要会議並びに必要な応じ理事会に報告する態勢を整備しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「余資運用規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスクの解説

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスクのことをいいます。

○評価・計測方法

債券の回収期間・金利感応度の分析や、金利感応資産・負債について利回推移に基づく運用・調達状況の分析に加え、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量（再評価方式による）を計測し、より精緻なリスク管理に努めています。

○報告態勢

債券の回収期間、運用・調達利回推移、再評価方式による銀行勘定の金利リスク量等は定期的にリスク管理の実施状況を常勤役員に報告するとともに課題等を常勤役員または常務会・経営者会議等主要会議並びに必要な応じ理事会に報告する態勢を整備しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

①計測対象とした資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

②流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年

③流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年

④流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金の50%をコア預金と考え、平均2.5年と想定しております。

⑤固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 想定しておりません。

⑥複数通貨の集計方法及びその前提 1通貨（円）のみしか保有しておりません。

⑦スプレッドに関する前提 考慮しておりません。

⑧内部モデルの使用等、重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。

○定量的な開示事項

■自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	経過措置による不算入額	令和6年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定の額	7,290		7,363	
うち、出資金及び資本剰余金の額	316		316	
うち、利益剰余金の額	6,983		7,056	
うち、外部流出予定額(△)	9		9	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	183		230	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	183		230	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
金融機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,474		7,593	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	—	4	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	—	4	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6	—	4	—
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	7,468		7,589	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	32,873		32,075	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△619		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△750		—	
うち、上記以外に該当するものの額	131		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—		—	
勘定間の振替分	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,108		2,585	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
フロア調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	35,982		34,661	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	20.75%		21.89%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	32,873	1,314	32,075	1,283
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,493	1,339	32,075	1,283
(i) ソブリン向け	482	19	529	21
(ii) 金融機関向け	6,701	268	6,804	272
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	7,177	287	10,491	419
(v) 中小企業等・個人向け	10,255	410		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			4,625	185
トランザクター向け			—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン	1,258	50		
(viii) 不動産取得等事業向け	2,076	83		
(ix) 不動産関連向け			4,260	170
自己居住用不動産等向け			2,241	89
賃貸用不動産向け			908	36
事業用不動産関連向け			1,111	44
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
(xi) 三月以上延滞等	1,161	46		
(xii) 延滞等向け			2,553	102
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			307	12
(xiv) 出資等	4	0		
出資等のエクスポージャー	4	0		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			6	0
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	457	18	457	18
(xix) その他	3,919	156	2,038	81
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△750	△30	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,108	124	2,585	103
BI			1,723	
BIC			206	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ十ロ)	35,982	1,439	34,661	1,386

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。
- ＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

1.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		そ の 他		三月以上延滞エクスポージャー		延滞エクスポージャー	
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製 造 業	4,962	5,139	4,962	5,139	—	—	—	—	—	677	662	—
農 業、林 業	203	149	203	149	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	2	1	2	1	—	—	—	—	—	0	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	7,874	7,351	7,874	7,351	—	—	—	—	—	258	307	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	73	88	73	88	—	—	—	—	—	19	20	—
運 輸 業、郵 便 業	1,728	1,701	1,728	1,701	—	—	—	—	—	75	83	—
卸 売 業、小 売 業	5,682	5,421	5,682	5,421	—	—	—	—	—	193	138	—
金 融 業、保 険 業	34,527	35,056	612	573	—	—	33,914	34,483	—	—	—	—
不 動 産 業	3,886	3,859	3,885	3,858	—	—	1	1	622	528	—	—
物 品 賃 貸 業	—	5	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	957	931	957	931	—	—	—	—	—	95	115	—
宿 泊 業	382	483	382	483	—	—	—	—	—	360	391	—
飲 食 業	1,312	1,270	1,312	1,270	—	—	—	—	—	22	23	—
生活関連サービス業、娯楽業	586	562	586	562	—	—	—	—	—	1	1	—
教育、学習支援業	50	38	50	38	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	397	613	397	613	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,223	2,128	2,222	2,127	—	—	0	0	13	8	—	—
そ の 他 の 産 業	28	28	28	28	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1	1	0	0	—	—	0	0	—	—	—	—
個 人	10,031	9,227	10,031	9,227	—	—	—	—	—	215	303	—
そ の 他	2,995	3,303	—	—	—	300	2,995	3,003	—	—	—	—
業 種 別 合 計	77,907	77,361	40,994	39,572	—	300	36,912	37,488	2,556	2,584	—	—
1 年 以 下	62,611	62,868	29,189	28,915	—	—	33,422	33,953	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	3,613	3,578	3,613	3,578	—	—	—	—	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	3,432	3,051	3,432	2,851	—	200	—	—	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	1,903	1,521	1,903	1,421	—	100	—	—	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	1,027	819	1,027	819	—	—	—	—	—	—	—	—
10 年 超	54	16	54	16	—	—	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	3,922	4,105	1,701	1,913	—	—	2,221	2,191	—	—	—	—
そ の 他	1,343	1,401	75	57	—	—	1,268	1,343	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	77,907	77,361	40,994	39,572	—	300	36,912	37,488	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 当組合はデリバティブ取引はごさいません。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことでです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことでです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、その他資産等が含まれます。また、エクスポージャー区分の「その他」は現金、預け金、出資金等が含まれます。

6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

7. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

8. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて口座単位で分類しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和 5年度	125	183	—	125	183
	令和 6年度	183	230	—	183	230
個別貸倒引当金	令和 5年度	1,547	1,716	72	1,474	1,716
	令和 6年度	1,716	1,727	220	1,496	1,727
合 計	令和 5年度	1,673	1,900	72	1,600	1,900
	令和 6年度	1,900	1,958	220	1,680	1,958

3. 業種別の貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		5年度	6年度
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
製 造 業	417	441	40	6	13	13	441	405	2	1
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	15	—	—	—	14	12	—	—	12	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	158	197	71	60	12	33	197	169	20	22
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	12	32	24	20	13	7	32	39	4	—
卸売業、小売業	115	117	24	21	19	28	117	66	12	15
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	354	393	55	8	15	2	393	320	—	6
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	24	25	1	—	0	6	25	18	—	—
宿 泊 業	72	76	4	8	—	—	76	85	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	72	59	19	23	8	26	59	72	22	—
その他の産業	—	—	—	18	—	—	—	18	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	107	103	18	154	28	11	103	249	2	—
合 計	1,350	1,448	258	322	126	142	1,448	1,446	77	44

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	令和6年度					
現金	1,738	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	34,022	—	34,022	—	6,804	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	14,009	12	13,327	—	10,491	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	762	6,003	6,388	—	4,625	72%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	7,398	—	7,294	—	4,260	58%
自己居住用不動産等向け	4,910	—	4,885	—	2,241	46%
貸貸用不動産向け	1,238	—	1,238	—	908	73%
事業用不動産関連向け	1,249	—	1,170	—	1,111	95%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,120	—	2,036	—	2,553	125%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	307	—	307	—	307	100%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	8,044	—	8,037	—	529	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	6	—	6	—	6	100%
合 計					29,579	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

5. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	0%	10%	30%	35%	50%	60%	70%	75%
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関・第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	500	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	—	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	1,287	—	—	8,702
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	3,537	20	873	368	1,327
自己居住用不動産等向け	—	—	—	3,537	20	—	—	1,327
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	873	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	368	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	281	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,740	5,297	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,740	5,297	500	3,537	1,589	873	368	10,029

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	85%	90%	100%	105%	110%	150%	合計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関・第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	500
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	8,291	—	—	—	—	—	—	8,291
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	625	—	—	—	—	10,615
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	203	—	351	581	30	7,294	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	4,885	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	351	13	—	1,238	—
事業用不動産関連向け	—	203	—	—	568	30	1,170	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	440	—	—	1,315	2,036	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	307	—	—	—	307	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	8,037	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,291	203	1,373	351	581	1,345	37,083	—

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

6.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付け有り	格付け無し
0%	—	6,906
10%	—	4,907
20%	11,564	21,921
35%	—	3,608
50%	1,655	1,172
75%	—	12,894
100%	—	12,394
150%	—	450
250%	—	468
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	13,220	64,723

- (注) 1. 格付けは、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	12,098	—	—	12,076
40%~70%	2,832	—	—	2,831
75%	10,594	5,984	0	10,029
80%	—	—	—	—
85%	8,749	12	0	8,291
90%~100%	1,641	19	0	1,576
105%~130%	1,006	—	—	933
150%	1,427	—	—	1,345
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	38,350	6,016	0	37,083

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		貸出金と自組合預金の相殺		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,692	1,266	—	—	1,654	1,360	—	—	—	—
① ソブリン向け	9	6	—	—	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③ カバードボンド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
④ 法人等向け	659	694	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤ 中小企業等・個人向け	738	—	—	—	1,587	—	—	—	—	—
⑥ 中堅中小企業・個人向け	—	377	—	—	—	1,287	—	—	—	—
⑦ 抵当権付住宅ローン	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧ 不動産取得等事業向け	53	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨ 不動産関連向け	—	104	—	—	—	20	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	24	—	—	—	20	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	79	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪ 三月以上延滞等	75	—	—	—	0	—	—	—	—	—
⑫ 延滞等向け	—	83	—	—	—	52	—	—	—	—
⑬ 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑭ 出資等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑮ 株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑯ その他	141	—	—	—	66	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑯に区分されないエクスポージャーです。
4. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式	—	—	—	—
非上場株式等	461	461	462	462
合 計	461	461	462	462

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

3. 貸借対照表上で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク (通称:IRRBB)					
項番	項 目	△EVE		△NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	219	580	0	65
2	下方パラレルシフト	0	0	30	191
3	ス テ ィ ー プ 化	208	280		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	219	580	30	191
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
8	自 己 資 本 の 額	7,468	7,589	7,468	7,589

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標を鑑みて、健全性には問題ありません。

ATM等提携先と手数料

令和7年3月31日現在

当組合のカードを提携金融機関等でご利用される場合は、下記の時間帯で提携金融機関等が取り扱っている場合にご利用いただけます。

●地域提携加盟組合ATM（お預入れ・通帳記帳・残高照会以外のご利用は、下記の手数料が必要です。）

※地域提携加盟組合（両備信用組合、広島県信用組合、信用組合広島商銀）

	0:00	8:45	9:00	14:00	18:00	19:00	21:00	24:00
平日			無料			110円		
土曜日	ご利用できません。		無料	110円	ご利用できません。			
日曜日・祝休日		110円						

- (注) 1. カードによるお預入れ・お引出し・残高照会・お振込みがご利用いただけます。
(通帳によるご利用については、記帳のみの取扱いとなります。)
2. カードによりお振込みをされる場合は、別途地域提携加盟組合所定の振込手数料が必要です。

●セブン銀行ATM（お預入れ・お引出しの場合は下記の手数料が必要です。）

	0:00	8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	19:00	21:00	24:00
平日		110円	無料			110円			
土曜日	ご利用できません。		無料	110円	ご利用できません。				
日曜日・祝休日		110円							

- (注) 1. カードによるお預入れ・お引出し・残高照会がご利用いただけます。
(ただし、ローンカードによるご返済は、ご利用できません。)

●ゆうちょ銀行ATM（お預入れ・お引出しの場合は下記の手数料が必要です。）

	0:00	8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	21:00	24:00
平日		220円	110円			220円		
土曜日	ご利用できません。		220円	110円	220円			ご利用できません。
日曜日・祝休日		220円						

- (注) 1. カードによるお預入れ・お引出し・残高照会がご利用いただけます。
(ただし、ローンカードによるご返済は、ご利用できません。)
2. 12月31日は、該当する曜日の時間帯でのご利用となります。

●全国キャッシュサービス(MICS)加盟金融機関ATM

(残高照会以外のご利用は、下記の手数料が必要です。)

	0:00	8:00	8:45	18:00	21:00	24:00	
平日	ご利用	220円	110円	220円	ご利用	できません。	
土・日曜日・祝休日	できません。	220円				ご利用	できません。

- (注) 1. カードによるお引出し・残高照会・お振込みがご利用いただけます。
 2. キャッシュコーナーに「入金ネット」のステッカーが貼付されている入金ネット加盟金融機関ではカードによるお預入れもご利用いただけます。
 (ただし、ローンカードによるご返済は、ご利用できません。)
 3. カードによりお振込みをされる場合は、別途 MICS 加盟金融機関所定の振込手数料が必要です。

●しんくみネットキャッシュサービス(SANCS)加盟信用組合ATM

(残高照会以外のご利用は、下記の手数料が必要です。)

	0:00	8:00	8:45	18:00	21:00	24:00	
平日	ご利用	220円	110円	220円	ご利用	できません。	
土・日曜日・祝休日	できません。	220円				ご利用	できません。

- (注) 1. カードによるお引出し・残高照会・お振込みがご利用いただけます。
 2. キャッシュコーナーに「入金ネット」のステッカーが貼付されている入金ネット加盟信用組合ではカードによるお預入れもご利用いただけます。
 (ただし、ローンカードによるご返済は、ご利用できません。)
 3. カードによりお振込みをされる場合は、別途 SANCS 加盟信用組合所定の振込手数料が必要です。
 4. キャッシュコーナーに「通帳記帳提携対応ATM」のステッカーが貼付されている提携信用組合では、通帳記帳ができます。
 5. 「しんくみお得ねっと提携信用組合」では、平日 8 時 45 分から 18 時及び土曜日 9 時から 14 時までの出金取引手数料は無料です。

●デビットカード加盟店

	0:00	8:00	21:00	24:00
平日・土・日曜日・祝休日	ご利用できません。	無料		ご利用できません。

- (注) 1. カードによる代金の引落し・残高照会がご利用いただけます。
 (ただし、ローンカードによるご利用はできません。)

●VIEW ALTTE(ビューアルツテ)ATM

(預金のお引き出しの場合は、下記の手数料が必要です。)

	0:00	8:00	8:45	9:00	18:00	19:00	21:00	24:00
平日	ご利用	220円	110円	220円	ご利用	できません。	220円	ご利用
土・日曜日・祝休日	ご利用	できません。	220円		ご利用		できません。	できません。

- (注) 1. カードによる預金のお引出し・残高照会がご利用いただけます。
 (ただし、ローンカードやクイック契約にもとづく当座貸越はご利用できません。)
 2. 1月2日・3日は、該当する曜日の時間帯でご利用できます。

■ 地域一覧



■ 店舗一覧 (ATM設置状況)

金融機関コード
2 6 9 6

	本 部 店舗コード100	〒720-0815 福山市野上町3丁目2番3号	TEL (084) 922-6556 FAX (084) 932-1738
○	本店営業部 店舗コード001	〒720-0815 福山市野上町3丁目2番3号	TEL (084) 922-6555 FAX (084) 928-3351
○	神 辺 支 店 店舗コード002	〒720-2123 福山市神辺町大字川北712-4	TEL (084) 962-2211 FAX (084) 963-3772
○	横 尾 支 店 店舗コード003	〒720-0004 福山市御幸町大字中津原乗越1410-4	TEL (084) 955-1034 FAX (084) 955-7010
○	新 市 支 店 店舗コード004	〒729-3103 福山市新市町大字新市620-2	TEL (0847) 52-3260 FAX (0847) 52-7660
○	宮 内 支 店 店舗コード005	〒729-3104 福山市新市町大字宮内333-1	TEL (0847) 52-3262 FAX (0847) 52-7661
○	駅 家 支 店 店舗コード006	〒720-1141 福山市駅家町大字江良105	TEL (084) 976-0327 FAX (084) 976-4885
○	千 年 支 店 店舗コード007	〒720-0311 福山市沼隈町大字草深1825-1	TEL (084) 987-1355 FAX (084) 987-3927
○	福 山 南 支 店 店舗コード008	〒720-0809 福山市住吉町7-21	TEL (084) 923-6270 FAX (084) 926-9711
	千 年 支 店 内 海 出 張 所 店舗コード009	〒720-0311 福山市沼隈町大字草深1825-1	TEL (084) 987-1355 FAX (084) 987-3927
○	尾 道 支 店 店舗コード010	〒722-0051 尾道市東尾道2-8	TEL (0848) 37-5235 FAX (0848) 37-3886
○	木 之 庄 支 店 店舗コード011	〒720-0082 福山市木之庄町1丁目16番26-101号	TEL (084) 924-5016 FAX (084) 926-9710
○	加 茂 支 店 店舗コード012	〒720-2418 福山市加茂町字中野字内堤242-8	TEL (084) 972-6525 FAX (084) 972-4330
○	芦 田 支 店 店舗コード013	〒720-1262 福山市芦田町大字下有地1066-9	TEL (084) 958-4801 FAX (084) 958-4803

○印＝ATM設置店舗。平日の9時～18時までご利用できます。

ATMでキャッシュカードによるお振込、暗証番号の変更ができます。

索引

〔各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。〕

ごあいさつ	1	48. 常勤従業員1人当り貸出金残高	41
【概況・組織】		49. 1店舗当り貸出金残高	41
1. 事業方針	2	【有価証券に関する指標】	
* 2. 事業の組織	23	* 50. 商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
* 3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	23	* 51. 有価証券の種類別平均残高	44
* 4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	64	* 52. 有価証券種類別残存期間別残高	44
5. ATM設置状況	64	* 53. 預証率(期末・期中平均)	46
6. 地域一覧	64	【経営管理体制に関する事項】	
7. 組合員数	38	* 54. リスク管理体制	15
8. 子会社等の状況	該当ありません	* 55. 自己資本の充実の状況等について	48~61
【主要事業内容】		* 56. コンプライアンス体制	16
* 9. 主要な事業の内容	24~26	57. 反社会的勢力に対する基本方針	16
【業務に関する事項】		58. 金融商品に係る勧誘方針	16
* 10. 事業概況(業績)	3	59. 説明態勢について	17
* 11. 経常収益	37	* 60. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17
12. 業務純益	46	【財産の状況】	
* 13. 経常利益	37	* 61. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分 計算書	28~36
* 14. 当期純利益	37	* 62. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再 生法開示債権の保全・引当状況	42
* 15. 出資総額、出資総口数	37	(1)破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	
* 16. 純資産額	37	(2)危険債権	
* 17. 総資産額	37	(3)要管理債権(三か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)	
* 18. 預金積金残高	37	(4)正常債権	
* 19. 貸出金残高	37	63. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再 生法開示債権の保全・引当状況注記	43
* 20. 有価証券残高	37	* 64. 自己資本の充実の状況等について	48~61
* 21. 自己資本比率(単体)	37	* 65. 有価証券等の評価	44~45
* 22. 出資配当金	37	66. 外貨証券資産残高	取扱いなし
* 23. 職員数	37	67. オフバランス取引の状況	取扱いなし
【主要業務に関する指標】		68. 先物取引の時価情報	取扱いなし
* 24. 業務粗利益及び業務粗利益率、業務純益等	47	69. オプション取引の時価情報	取扱いなし
* 25. 資金運用収支、役務取引等収支及び その他業務収支	47	* 70. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	41
* 26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均 残高、利息・利回り	37	* 71. 貸出金償却額	41
27. 資金利鞘	46	72. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性に ついて	36
* 28. 受取利息、支払利息の増減	45	* 73. 法定監査の状況	36
29. 役務取引の状況	45	【その他の業務】	
30. その他業務収益の内訳	47	74. 内国為替取扱実績	45
31. 経費の内訳	47	75. 外国為替取扱実績	取扱いなし
* 32. 総資産経常利益率	46	76. 公共債窓販実績	取扱いなし
* 33. 総資産当期純利益率	46	77. 公共債引受額	取扱いなし
【預金に関する指標】		78. 手数料一覧	27
* 34. 預金種目別平均残高	38	79. ATM等提携先と手数料	62~63
* 35. 定期預金種類別残高	38	【その他】	
36. 預金者別預金残高	38	80. 当組合の経営姿勢と考え方	2
37. 財形貯蓄残高	38	81. 総代会制度について	19~22
38. 常勤従業員1人当り預金残高	41	82. 報酬体系について	22
39. 1店舗当り預金残高	41	83. 沿革・あゆみ	23
【貸出金等に関する指標】		84. カードの偽造・盗難への対応について	18
* 40. 貸出金種類別平均残高	39	85. 振り込み詐欺防止策について	18
* 41. 貸出金金利区分別残高	39	86. お客様満足度アンケート調査実施結果	13~14
* 42. 貸出金・債務保証見返額担保別残高	40	【地域貢献に関する事項】	
* 43. 貸出金使途別残高	40	87. 地域貢献活動	4~12
* 44. 貸出金業種別残高・構成比	39	* 88. 地域密着型金融の取組み状況	6
* 45. 預貸率(期末・期中平均)	46	89. 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	4~7
46. 消費者ローン・住宅ローン残高	40		
47. 代理貸付残高の内訳	40		

心で信頼・笑顔で備信

びんしん



備後信用組合

<https://www.binshin.co.jp>

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。